

平成24年 第1回 定例会

田原本町議会会議録

平成24年3月2日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 局長補佐 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田明君	総務部参事 上田繁君
住民福祉部長 平井洋一君	産業建設部長 高村吉彦君
上下水道部長 取田弘之君	秘書広報課長 寺田元昭君

監査委員	植 宏 君	教育委員長	森 章 浩 君
教育長	片 倉 照 彦 君	教育部長	福 井 良 昌 君
会計管理者	小 泉 義 次 君	選挙管理委員会 事務局長	駒 井 啓 二 君
農業委員会 事務局長	住 井 康 典 君		

平成24年田原本町議会第1回定例会議事日程

3月2日（金曜日）

○開 議（午前10時）

○一 般 質 問

1. 10番 植 田 昌 孝 議員

教育委員会について

教育委員会制度の在り方と田原本町教育委員会の今後について、教育委員長の考え方を伺う

2. 4番 永 井 満智男 議員

田原本町平田で操業中の産業廃棄物及び廃棄物焼却炉に関する件

平成22年第1回定例会で私が行った田原本町平田で操業している産廃処理施設に関する質問に対し、当時の生活環境部長が行った答弁「事業者に対し地域住民から苦情があった場合、県が行う指導に協力する」とか「産廃不法投棄や不適切な処理を防止するため適時巡視を行う」等について、具体的に行った指導方法や内容が知りたい

県が昨年11月に施行した特定小型廃棄物焼却炉による環境汚染防止のための県指導要綱及び市町村指導要綱準則について、県から再度準則に基づく要綱策定の説明が済んだのか

事前手続き等の策定に関して町の考えを聞きたい

そして既操業施設に対する制約効果も知りたい

3. 6番 西 川 六 男 議員

1. 田原本町の子どもの教育を充実するために

(1) 平成24年3月末教職員人事について

① 1人でも多くの教職員の確保と増員を

② 少人数学級編制・30人学級の拡充を

③ 養護教諭の複数配置を

さしあたって田原本小学校に町費負担で配置を

④ 定数内講師に教諭の確保を

⑤ がんばっておられる教職員を正しく評価した人事を

⑥ 田原本町の教育を充実・推進するために人事にイエス・ノーを

(2) 教育予算とりわけ図書費・教材費の増額を

(3) 中学校の保健体育科の武道の必修化について

(4) 中学校の給食について

2. 町政最大の課題である清掃工場建設問題について町民の皆様の意思を
聞くために

・清掃工場建設問題について住民投票を

4. 1番 森井基容 議員

(1) 治水対策について

① 治水対策としてのため池活用について

② 治水対策について町民の皆さんにも協力いただくために

(2) 学力について

① 移行措置期間を含んで、新学習指導要領の実施による児童間の学力
格差について

5. 3番 森良子 議員

1. 中学校給食について

① 「親の冷たさ」を毎日実感させることは教育的配慮に欠けるのではあ
りませんか

② 「食べたことも無いのに味を理解せよ」と説教することが食育ですか

③ 「愛情弁当」は県下でわずか6校だけになります

まだ「愛情弁当」にこだわりますか 給食に踏み切られますか

2. ごみ対策について

- ①御所・田原本環境衛生事務組合への五條市の参入、建設予定地地元承認と変更、資源ゴミ処理方法について説明願いたい
- ②お金の問題だけでなく、環境教育など総合的に判断して町内建設と御所市建設とのどちらが優れているのか 明らかにされたい
- ③ごみ減量をどのように取り組まれるのか

6. 11番 松本美也子 議員

1. 防災教育について

- ①自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育について
 - ②学校において教職員等への研修について
 - ③自治体の防災担当部局との学校防災についての連携体制について
 - ④地域、家庭との連携の取り組みについて
2. 高齢者や障がいのある人たちがかかりつけ医や服薬内容など救急時に必要な情報を冷蔵庫で保管する「救急医療情報キット」の導入について

3. 第一体育館について

- ①現在の利用状況
- ②利用されている方への今後の対応について
- ③跡地利用について

7. 9番 吉田容工 議員

1. 町づくりの課題について

- ①製造業で本町に進出を決めた企業はありましたか
併せて、本町の製造業者の推移を明らかにされたい
- ②本町は子育て世代に魅力あるどのような施策を実施されていますか
- ③町長の町づくりの基本は何で、この間ぶれていませんか
職員の理解は深まっていますか
- ④町長は、どんな「田原本町のええところ」を認識されていますか
どのように、田原本の良さを再確認する取組をされていますか

2. 国民健康保険について

- ①国民健康保険制度は、相互扶助制度ではなく、社会保障制度だと認識

されておられますか。

②今紹介しました1983年と昨年の計数は、合っていますか 間違っていますか

③本町は、国保を命を奪う制度に変質させるのか
命を守る制度として維持するのか

④一定の所得額に満たない場合の保険税減免制度、一部負担金減免制度の制定、その他住民の健康を守る取組について所見を求めます

3. 道路管理について

①三宅町との協議はどうなっていますか

万が一、事故等があり裁判となった場合、本町が被告人になるのか
交渉経過と法的立場について説明を求めます

8. 5番古立憲昭議員

自転車走行環境の整備について

交差点の改善を

在宅介護について

- 1) 在宅介護に対する本町の取組みは
- 2) 24時間サービスに対する取組みは
- 3) 事業者の手抜きを防止する方策は
- 4) 国の在宅介護の理想を本町は実現できるのか

下水道事業について

- 1) 中長期収支計画の策定（債務返済計画を含む）は出来ているか
- 2) 水洗化率（接続率）向上の取組みが出来ているのか
- 3) 下水道事業会計の損益把握が適切に出来ているか

東日本大震災について

東日本大震災で発生したがれき処分について

○散 会

本日会議に付した事件
議事日程に同じ

午前10時00分 開議

- 議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。日程に入ります。
-
-

一般質問

- 議長（松本宗弘君） 一般質問を議題といたします。なお、質問については会議規則第63条において準用する第55条の規定により、3回を超えることはできません。それでは質問通告順により、順次質問を許します。10番、植田昌孝議員。

（10番 植田昌孝君 登壇）

- 10番（植田昌孝君） 議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は教育委員会についてであります。

日本の教育委員会制度は戦後導入されたもので、数次にわたり改正されて現在に至っております。

この制度は戦後、アメリカ使節団の報告や教育刷新制度の提言に基づき、それまでの教育制度が抜本的に改正され、地方教育行政制度の一環として教育委員会法が導入されたようであります。

教育委員会法による教育委員会とは、教育行政を他の行政とは別に独立させて、予算などの議案を議会に提出する権限を持つ独立した機関として位置づけられていたようであり、教育委員の選任については住民の参画が前提ということで公選制が採用されていたようです。

この教育委員会制度導入後、教育委員の公選制による政治的対立などが持ち込まれて、当時この教育委員会制度による弊害が指摘されるようになり、昭和31年に政治的中立性の確保と一般行政との調和の実現を目指して「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定され、教育委員の選任は公選制が廃止され、首長が議会の同意を得て任命するということになったようであります。この際に教育長の選任については適材を確保するということが文部大臣や都道府県教育委員会の承認が

必要になったようです。

その後、平成7年に地方分権推進委員会が設置され、国と地方の関係が議論される中で、教育委員会制度について教育長の任命承認制度の改正の必要性が指摘され、中央教育審議会に対して、平成9年には地方教育制度のあり方が諮問され、平成10年には教育長の任命承認制度が廃止を含む答申がなされました。

そしてその後、平成11年には中教審の答申により地教行法が改正され、任命承認制度の廃止、都道府県による市町村立学校の管理についての基準が廃止されたようでありま。

平成12年には教育改革国民会議の提言により、教育委員の人選にあたっては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、教育委員に保護者を含めるように努めることが規定されました。また、会議を原則として公開すること、住民の苦情に対する相談窓口を設けることが義務づけられました。

教育委員会制度については、以上のようなことで現在に至っているようですが、近年においても2度ほど改正が行われ、制度の改正については各自治体で独自に進みつつあるようです。また一方で、現行の教育委員会制度については制度発足から半世紀以上がたっていますが、教育委員会制度の意義や果たすべき役割について改めて議論が必要ではないかとの指摘もあるようです。

以上のようなことから、教育委員会制度は、教育の中立性、安定性を確保するための首長からの独立性、また、さまざまな意見を集約し中立的な意思決定をするために多様性を持った複数の委員が必要であるための合議制、そして専門家の判断だけではなく、住民による意思決定（レイマンコントロール）が必要であるとのことではありますが、教育委員会に対しての問題点も指摘されています。

例えば、「教育委員会は地域住民の意見を十分に反映したものとなっておらず、教員などの教育関係者の意向に沿って教育行政を行う傾向が強い。また、教育委員会の役割が地域住民に理解されていないし、住民との接点がなく住民から遠い存在になっている。県や国の指導に沿うことで地域の実情に応じた施策が行われていない」などの指摘があるようです。

そこで問題点として考えられるのは、教育委員会制度は自治体の種類や規模にかかわらず、ほぼ一律で地域の実情に応じた工夫ができなかったり、教育委員会は原

則として月1回程度で短時間で行われていて、十分な議論がなされていない。教育委員に対して事務局側から十分な情報が提供されていない。教育委員が地域住民と接する機会が少なく、委員会の広報や会議の公開も十分でない。教育長や教育委員会事務局職員の学校関係ポストが教員出身者によって占められており、教員の立場を強く意識するものとなっている。また、教育委員会に財政的な権限がないため、財政支出を伴う施策は、教育委員会が独自で企画、実施することができない。小中学校が市町村立でありながら、その教職員の人事権は都道府県が持っていることなどが指摘されています。このことは制度改革や解決を図っていくことが必要であるとのことであります。

以上のようなことから問題点を解決するためには、教育委員会が合議制の執行機関として本来の機能を発揮し、会議においても常に活発に議論し、適切な意思決定を行う必要があるため、開催回数を増やすことや、議論の機会を最大限確保することが必要であるとともに、十分な審議ができるように事前に委員に説明をしておく必要がある。また、教育委員会の意思決定の過程は、首長や議会に比べ、住民から見えにくいという問題があり、教育委員会の会議の公開は徹底すべきであり、平成13年の地教行法の改正により、すべての自治体に義務づけられています。しかし、傍聴者の数が極端に少なく、私が昨年度4月に傍聴させていただきましたが、本町において初めてであったようでした。

会議の公開が地域住民の理解に十分結びついていないとの指摘があり、会議開催予定を積極的に広報するとともに、開催場所や開催時間について地域住民ができるだけ傍聴しやすいように配慮するとともに、会議開催後できるだけ速やかに会議録を作成し、インターネットなどで公開することが望まれるとしています。

ちなみに、奈良県では平成18年度から県教育委員会のホームページで議事録要録を公開しているようであります。

また、議会と教育委員会との関係について、教育行政における住民自治の観点から大変重要であり、教育委員会が自らの教育行政について説明責任を果たす上で、議会における質疑に対する教育委員長や教育長の答弁は大きな役割を果たしており、教育委員会は議会を通じ住民に対する説明責任を果たしていくことが望まれる。また、首長が教育委員を選任するにあたっては議会の同意を得ることになっているが、

教育委員に適材を確保する上において極めて重要である。このため議会は教育委員の選任の同意にあたっては、ふさわしい人材か否か十分吟味し慎重に行うことが望まれるとしています。

以上のことは、平成17年1月13日の中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会で「地方分権時代における教育委員会制度の在り方について」と題して議論されています。

そこで質問ですが、この中教審の議論をどのように考えられておられるのか。また、これからの田原本町の教育委員会のトップとしての考え方などを、このたび新しく教育委員長になられた森教育委員長にお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わりますが、再質問がある場合には自席からさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 教育委員長。

（教育委員長 森 章浩君 登壇）

○教育委員長（森 章浩君） 10番、植田昌孝議員の「教育委員会について」、

「教育委員会制度の在り方と田原本町教育委員会の今後について、教育委員長の考え方を伺う」についてのご質問にお答えいたします。

昨年12月24日に、新しく教育委員長に就任いたしました森章浩でございます。その職責の重さに身の引き締まる思いですが、精一杯務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、私は平成21年12月に議会の同意を得て教育委員に就任させていただき、早くも2年と数カ月が経過いたしました。私自身も田原本町で生まれ、36年間育ったまちへの想いと、また娘たちが町内の小学校に通う保護者からの視点から、就任してからの数年間、教育委員会の一員として責務を全うしてまいりました。教育委員長に就任させていただいた今、今まで以上に住民の皆様方の思いを教育行政に生かすべく取り組んでまいり所存であります。

さて、植田議員の質問「教育委員会制度の在り方と田原本町教育委員会の今後について」お答えいたします。

言うまでもなく教育は、未来に生きる子どもたちを育てるという重要な活動です。私たちのまち「田原本」の将来、そして日本の将来を担う子どもたちの教育をどの

ように実施していくか、どのように育てていくかは教育委員会に課せられた責務であります。田原本町教育委員会として「感謝の心でいきいきあいさつ、心豊かにたくましく生きる子ども」の育成を指導の重点として、未来を切り開く「確かな学力」の育成と「豊かな人間性」の育成、これを支える「健康でたくましい心身の育成」を目指し、教育活動を展開しています。

ところが近年、現行の教育委員会制度の問題点がマスコミ等にも取り上げられることにより、そのあり方そのものが議論されています。数ある行政委員会の中で教育委員会が取り上げられるのも、教育に関する住民の関心の高さと、その重要性があるにも関わらず、植田議員の指摘される中身が見えてこない閉鎖性にもあるのではないのでしょうか。そこで私は以下の2点を実施したいと考えております。

まず1つ目は、定例教育委員会の活性化であります。

通常、月に1度の定例教育委員会の開催であり、その会議において本町教育に対する教育委員の皆様のご忌憚のない意見を引き出し、教育行政に反映させるのが私の使命であります。本町の教育委員の構成人数は5名であり、男女比、教員経験者、年齢構成もバランスよく任命されており、奈良県でも有数の多様な価値の視点から議論を進めていける教育委員の皆様であります。この価値観の多様性をうまく引き出し、活発な議論が展開されるよう今後努めてまいりたいと考えています。

また、教育委員会事務局との関係においても、定例教育委員会以外においても、町教育行政の現状や課題について供する機会を設け、共通認識を持てるよう努めていることを申し上げておきます。

2つ目は、教育委員会における情報公開であります。

住民の皆様にとってわかりづらく、何をしているかわからないのではいけません。閉鎖性からの脱却を目指します。

しかし、今現在の教育委員会が完全なる閉鎖性をもっているとは思いません。会議も公開であり、植田議員が最初に来ていただいたのも記憶に新しいですが、傍聴もできます。会議録も開示しております。また、今後は教育委員会の開催日程などを町のホームページに掲載することも検討してまいります。

最後に、恐らくという予想で申しわけありませんが、私は全国的に見ましても最も年齢の若い教育委員長ではないかと思えます。

私の強みはフットワークの良さと、柔軟な発想にあると認識しております。経験不足は否めませんが、ほかの教育委員の皆様と一丸となり、また教育委員会事務局と協力し、まずは上記に示した2点を中心に田原本町教育推進に全力を尽くす所存でありますので、議会議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） 教育委員長、お答えをいただきましてありがとうございます。

私は今回の質問で、教育委員会のことでいろいろ調べさせていただいた中で、教育委員会が首長から独立していると言いながら、現在のこの仕組みでは中央集権型である以上、最高権者は文科省ということになって、文部科学大臣ということになります。民間人でない限り、政治家がこの教育委員会のトップになってしまうのではないかと。時の政権が教育の方向性を決めるということになってしまいます。

それから責任の所在が、教育長なのか、首長なのか、教育委員長なのか、だれかよくわからないということも重要な問題であると思っていますし、小中学校につきまして、実施主体でない都道府県が権限を握っているということについても問題だと思っています。結局はこの制度自体、この教育委員会制度自体に問題があるのではないのかなという感じもいたします。

しかしながら、今お答えをいただきました教育委員長は、年齢も若く、私が少し調べさせていただいた中では、全国都道府県で30代の教育委員長はお二人しかいらっしゃらないそうです。そういう意味から、大変若くて、保護者の代表として入っていただいているようですが、若さと勇気と情熱をもって将来を担う田原本町の子どもたちのために頑張っていただきたいと思っていますし、また期待をいたしておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問は以上です。質問ではありませんので、よろしくお願ひします。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「はい、結構です」と植田昌孝議員呼ぶ）
以上をもちまして、10番、植田昌孝議員の質問を打ち切ります。

続きまして、4番、永井議員。

（4番 永井満智男君 登壇）

○4番（永井満智男君） 議長のお許しを得まして1点だけ質問をさせていただきます。私の質問は本町平田で依然として煙と蒸気と臭気を発しながら操業を続けている廃棄物処理場及び廃棄物焼却炉に関してであります。

この件につきましては、ちょうど2年前の平成22年第1回定例会で質問させていただきましたが、町民の皆さんの中にもマイカー等で現場をお通りになり、猛烈な煙に出くわされて、「なぜこんな集落の近くで？」と不審に思われた方も大勢いらっしゃると思います。

当時の私の質問内容は、この処理場がどんなに人の居住地に近接しているか、また振動のために鉄筋2階建の民家の天井やベランダにひび割れが生じ、雨漏りがした事例、あるいは、この焼却炉を稼働させたときの猛烈な噴煙により、地元が危惧する環境の悪化などについての実態を説明した上で、①将来町内に同様の処理場建設計画が生じたとき、県任せにすることなく、町として町民のために建設可否の判断と、否と判断した場合の方策を講じることはできないのか。②将来平田地区と同様の愚を繰り返さないため、今回の建設に際して県から照会があったのか、それともなかったのか。そして私の質問の主眼として、③平田地区の焼却炉撤去について県知事に対し、地元3大字住民の署名を添えて嘆願書を提出してあるが、この嘆願に対して、町にも側面からの支援をお願いできないかの3点でありました。

この質問に対する当時の生活環境部長の答弁は、平田地区の焼却炉設置については「ダイオキシン類対策特別措置法」により所轄保健所へ設置届けをすることにより営業が可能な設備であるため、建設の中止をさせることは不可能であり、また設置に関しては県からの照会もなかったとのことで、一方事業者に対しては、地域住民から苦情が寄せられた場合は県監視センターに連絡をとり、指導を強化していただくことにしているという、まことに人任せで素っ気ないものでありました。

その上、地元3自治会が業者から提出させた誓約書見直しの際、業者の不履行項目を相手方に申し入れ遵守させることが一番の方策であるなどと述べ、私の質問の趣旨である焼却炉の撤去か、あるいは操業を停止させる方策はないのかとの切なる願いをはぐらかすかのような答弁でありました。

そして県知事への嘆願に対する肝心要の県の回答も、県産業廃棄物監視センターによる巡回と指導の強化を図るが、真っ黒な煙が出ていたり廃棄物処理による振動

が出たりすれば明らかに違法であるので通報してほしいと。これもまた当然至極でわかったような、わからないような答えでありました。

こんなに人家の密集しているど真ん中で相変わらずのように煙突は猛煙をあげているのですが、「黒い煙が出たら」と言われても、終日煙突の見張りばかりしているわけにもいかず、また、たとえ監視センターや警察に通報しても、担当者が到着するころには、焼却炉は完全燃焼の段階に入っているため煙は収まっているので、ついつい通報も滞ってしまいます。また地元の人たちの中には、「通報してもその場限りの指導で終わってしまい、抜本的な対策は何にもやってもらえない」という、あきらめに似た思いがあるのも事実であります。

現に私がこの質問書を作成している今、我が家のガラス障子の向こうを、私をあざ笑うかの如く、北西の季節風に乗って猛煙が流れていきます。私には事業者がますます傍若無人な振る舞いになってきたとしか思えないのであります。

こんなにも多くの人たちが迷惑を被っているのに、何にもできない自分に無力感を抱くとともに、まさに平和な生活空間をまるで土足で踏みにじるように、届出だけでこのような施設の操業を行うことができる法律を恨めしく思いながら、むなしく日を過ごしていたのであります。

ところが、昨年12月10日付けの奈良新聞の見出しに『水源地・生活環境守って、宇陀の産廃処理、県に操業停止陳情、住民署名4,264人、市も協力』と大きく報じられているのを目にしたため、詳しく記事を読んだところ、宇陀市榛原で操業中の産業廃棄物保管・焼却施設が住民の生活環境を悪化させるとして地元の連合自治会が設置に反対する住民の署名を集め、市の協力も求めて知事に陳情することになったことがわかりました。そして宇陀市長も「市には水源地の環境を守る義務がある。県への届出だけで産廃施設ができる現状を変えたい」と述べ、市長会などを通じて県に条例整備などを要求していると報じられていました。

そして同14日付には追報の形で、陳情書が13日に提出され、その中で「広範囲の住民の生命や財産を脅かし、自然環境にも弊害を及ぼす要因になる」と主張されているようで、この宇陀市の問題を私たちに置き換えてみましても全く同じ問題で苦慮されていることになり、その対策も署名を集め、県知事に嘆願するという私たちがとった方法とほぼ同様ですが、ただ一つ大きく違う点は、新聞報道からでは

ありますが、この環境問題に対する宇陀市と田原本町の取り組み方の姿勢にあるのではと思うのであります。

申し上げるまでもなく、たとえ県が取り扱う事案とは申せ、被害を被っているのは田原本町民であります。「地域住民から苦情があった場合」などと人ごとのように言わず、苦情なんかなくても、町民のために警察と連携して不法な操業を行っていないか、パトロールを強化するなどの対策を講じ、最大限の努力をなされることを強く申し入れておきます。

そこで、まず第1点目の質問であります。前回の質問で当時の生活環境部長の答弁は「事業者に対し地域住民から苦情があった場合、県が行う産廃等の適正な処理に関する指導等に協力する」とか、「町内で発生する産廃の不法投棄や不適切な処理を防止するため適時巡視を行う」といった、いかにも抽象的で、本当にやってくれるのかと疑いたくなるほど、木で鼻をくくったような答弁でありましたが、議会での答弁は質問者との約束事ありますから、この2年間で平田の産廃処理場に対する苦情で県が行った指導に町が協力した事実があれば、その回数やどんな指導を行ったのかについて教えていただきたいのと、町独自で行っている適時巡視のやり方についても、もっと具体的に、特に平田の産廃処理場に対して行った巡視について、だれが、どんな方法で、どんな回数でやっているのか、また行った指導の内容についてもあれば教えていただきたいと思えます。

それでは次に進みますが、本年すなわち平成24年の正月明け早々、私にとって耳寄りな情報をいただきました。それは県のほうで、特定小型廃棄物焼却炉の設置による環境汚染を防止し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、基本とすべき指導基準、市町村の責務、設置者の責務等を定めるとともに、関係住民との紛争を予防するために必要な事前手続き等を定めることを目的とした県指導要綱と市町村指導要綱準則を策定したとの内容であります。

そこで、この指導要綱及び準則の概要を確認したところ、煤塵、ダイオキシン等、有害物質の排出抑制や、悪臭、騒音、振動等の発生抑制はもちろんのこと、市町村に対しては事前手続等の策定により、住民への周知、説明会等を行い、環境汚染の未然防止、生活環境の保全を図ることを義務づけ、さらには住民の意見書や環境保全協定書等、市町村で定める事前手続を経た上で県が受理することになっていま

す。そしてこの指導要綱及び準則の策定について昨年9月上旬に市町村説明会が開催され、県指導要綱については9月中旬に公布、11月上旬に施行されたとの情報を得ており、特に田原本町に対しては、再度準則に基づく要綱策定の説明を行いたい意向であると聞いています。

そこでお尋ねしますが、既に本町に対し、この件で県側から説明が行われたのでしょうか。行われたのであれば、事前手続き等の策定に関して町としてのお考え、または取り組み方をお答えいただきたいと思います。

それに、この指導要綱及び準則が施行された場合、平田地区の産廃処理施設に対してどの程度の拘束力を持つのか、あるいはどのような効果を生むのかについて予想できる範囲でお答えいただきたいと思います。

私といたしましては、この指導要綱準則がもう少し早期に策定されていればと、まことに残念な思いでいっぱいではありますが、既に操業を行っている産業廃棄物処理場及び廃棄物焼却炉に対しても大きな制約となり、環境汚染を防止するための効果が表れることを期待しつつ、さらにこれから新設されるかもしれない処理場に対しても大きなハードルになることを願って、質問を終わります。

追加の質問があれば自席で行いますので、誠意あるご答弁をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

（副町長 石本孝男君 登壇）

○副町長（石本孝男君） おはようございます。4番、永井議員の田原本町平田で操業中の廃棄物処理場及び廃棄物焼却炉に関するご質問にお答えいたします。

1点目の「この2年間で平田の産廃処理場に対する苦情で県が行った指導に町が協力した事実があれば、その回数や、どんな指導を行ったのか」というご質問でございますが。匿名による煙と臭いの苦情電話が平成21年7月と8月に2回ございまして、直ちに担当者が現場へ向かい状況を写真撮影するとともに、県の景観・環境保全センターに連絡をとりまして、同センターの職員による立ち入り行政指導を求めたところでございます。そのときは作業員が不在でございまして、事業者に対しましては、県景観・環境保全センターが維持基準に則った操業を行うなど、電話で口頭指導したと聞いております。

次に町独自で行っております適時巡視のやり方、その具体的な方法・指導内容等につきましては、担当職員2名によりまして、道路上からの目視による記録を残すため写真撮影を行い、残土、がれき等の山積量が多いときには、連続して巡視を行い、県景観・環境保全センターにも行政指導を求めています。

町独自での巡視につきましては、月に4回ないし5回行っているところでございます。

3点目の県指導要綱並びに市町村指導要綱準則については、既に本町に対して県から説明が行われたのか、また、事前手続き等の策定に関して町の考え方、取り組み方についてのご質問でございますが、昨年9月に県から各県内市町村に対します県指導要綱及び市町村指導要綱準則についての説明会が行われまして、その後、本年1月末に県景観・環境保全局の担当次長が来庁いたしまして、県指導要綱の改正や町指導要綱策定についての依頼・説明を受けております。

4点目のこの指導要綱及び準則が施行された場合、平田地区の産廃処理施設に対する拘束力、効果についてのご質問でございますが、昨年11月1日に施行されました県指導要綱は、これから施設を設置する事業予定者が対象でありまして、現にダイオキシン法に基づく特定小型廃棄物焼却炉の届出を行っている事業者に対しましては、事前手続きの規定は適用されません。

しかし、既存の施設を改修される場合は、この要綱の事前手続き等が対象となり、また市町村に示されております指導要綱準則も県の要綱に準ずるものでございます。

現在、県におかれましては、要綱の事前説明会等の手続きでは不十分であるとのことから、地元同意取得を条件とする要綱改正を検討中と聞いております。

特定小型廃棄物焼却炉の稼働に伴います悪臭、騒音、振動の防止を図り、関係住民との紛争を防止するためにも事前手続き等の諸手続きは必要であると捉えておりまして、本町におきましては、県要綱等の改正内容を見極め、県の指導、助言を求めながら連携を図り、指導要綱の作成を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 4番、永井議員。

○4番（永井満智男君） 副町長のご答弁ありがとうございます。2年前のご答弁

とは大違いで、おおむね私の知りたいお答えをいただいたと思います。ただ、町独自の巡視のほうを引き続き途切れることなく継続してやっていただくように、よろしく願いしておきます。

たしか昨年の出来事であったと思うのですが、隣の橿原市で平田地区と同規模の廃棄物処理場に警察の立ち入りがあって、自家処分場であるにもかかわらず、一般家庭ごみを焼却していたことが判明し、操業権を取り消されたと聞いております。

「警察が立ち入ったのは、真っ黒な煙を排出していたから」とも聞いていますが、煙の色が黒ければ違法、白っぽければ合法などという法律に、何とも言いようのない複雑な思いにかられますが、平田の場合、白っぽくて害がないというなら、この事業者に「一度自宅の庭で燃やしてみろ」と言ってみたいし、また県の担当者に対しても、「自分の住まいの近くであれば、こんなに簡単に届出だけで許すのだろうか」と、つつい乱暴なことを思ってしまう。

平成20年の操業開始以来、焼却物を投入した際の煙があまりにもひどく、振動、臭気なども伴っていて、公害としか言いようのない事態に、地元の平田、大木、金沢の3自治会住民の署名を募り、平成22年2月1日、3自治会長が県に赴いて、担当者に知事あての嘆願書と、署名及び猛烈な煙の排出写真や出入りする廃棄物運搬車両の写真なども添えて、操業停止を訴えました。そして、その後も幾度となく担当者に問い合わせ等も行い、現地調査なども行っていただきましたが、県の最終的な回答は、「いろいろ調査をしたが、違法な操業をやっていないので、操業を停止させることはできない」とのことでありました。

したがいまして、先ほど述べました奈良新聞の報道による宇陀市榛原の件についても、どうか頑張ってほしいとの思いでいっぱいではありますが、住民の思いを実現するには相当困難を伴うのではと推測しています。

私たちも、もっと地元住民パワーに期待したいところですが、昔から続いている伝統的な物静かさといった住民かたぎもあって、それも難しいのかなと思案に暮れています。

そこで質問させていただきます。冒頭で申し入れましたが、警察と連携して、時折パトロールの傍ら、当該処分場に立ち寄るといった方法はとっていただけないものかお尋ねいたします。

時々パトカーが立ち寄って、警察官が巡回してくれるだけで、違法な操業の防止につながり、また煙の排出量にも大きな影響を与えるのではないかと期待するものであります。どうか前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） ありがとうございます。

今、平田の物件でございますが、これはダイオキシン法による届出施設というのは議員もよくご存じのことです。市町村の事務としては、地方分権一括法の関係で、騒音、振動等の騒音規制法、振動規制法等の事務は市町村に移管されています。一部大気とか、それから廃掃法の関係は、まだ県の指導事務で残っています。

今回の平田の物件は、ダイオキシン法によります焼却が50キロから200キロの間の届出施設ということで、県に届けているわけでございます。一方、振動規制法でありますとか、騒音規制法によります届出、町が事務を行います届出が必要な特定施設という施設にも当たらない小規模なものでございまして、そういう面ではなかなか騒音規制法なり振動規制法による規制を行うことは難しいところです。

ただ、今年の4月1日から廃棄物処理法が改正されまして、許可対象とされない小規模な焼却施設、今回の平田の場合等でございますが、そういう施設の処理方法、処理量等を記載した帳簿の作成、保存というのが義務づけられました。

これにつきましては、届出が県の保健所のほうへ届けられる制度でございますが、この帳簿の記帳及び保存等を検査するという行為が今後行えますので、自家処理場という施設でありながら、先ほど議員お述べのように、檀原市の場合のように自家の処分以外のものを受けておるといふような事態が発生いたしますと、それは当然届出施設の取り消しという行為にもつながるところでございます。県のほうでもいろいろ協議しておりまして、それを今周知を各、県内で120数カ所、こういう施設がいろいろございますけれども、その施設に今広報に回っていただいて、新年度からはその検査にも入るといふふうに聞いております。そういうところで帳簿検査等による指導監督を強化するとも聞いておりますので、町といたしましては、県とも連携を図りながらそういう監視監督は強化していきたいと考えております。

○議長（松本宗弘君） 4番、永井議員。

○4番（永井満智男君） はい、わかりました。ありがとうございました。

私の手元に、昨年9月7日の市町村説明会における田原本町との質疑応答内容の記録がございまして、それによりますと、町側の質問として、「田原本町には問題になっている事例があり、苦情も多い。今回の指導要綱を作成することで事務が非常に多くなることを危惧している。また住民が納得するまで炉の建設を許可しないというのであればよいが、最終的に住民が納得できなくても炉が設置できるというのであれば、町が間に入っても意味がないのでは」と述べておられます。

私もまさにそのとおりであると思いますが、この質問に対する県側の回答は、「市町村の事務については多いように見えるが、基本的には事業者が行うものであり、市町村は書類を受け取るというのがほとんどである。また、最終的に住民がもし納得せずに炉が設置されることになったとしても、事前に計画を住民に知ってもらうことで、公害防止協定を事業者と住民の間で締結してもらうなど、今回の要綱は現状の行政で対応できないものを対応できる形にもっていこうとするものであり、手続きの透明性を図ることを含め、その指導を目的としている」と答えています。

もちろん法的な裏付けがない中での指導要綱ですから、抜け道や物足りなさはたくさんあると思いますが、最悪の現状をまず一歩前進させるという意味での要綱であると思いますので、策定のため努力されることを強く申し入れておきます。

昨年12月21日現在の県の調査では、田原本町はこの指導要綱を策定しない方向で検討となっていました。町の担当者自身が説明会の場で、「田原本町には問題になっている事例があり、苦情も多い」と述べているのですから、指導要綱策定の必要性は十分感じておられることと思いますし、ただいま策定の方で検討するとの答弁をいただきましたので、これで質問を終わらせていただきますけれども、何度も言いますように、地元は、あの煙に本当に困らされ、何とかできないものか、何とかしてほしいと日夜願っていることを町の担当者は絶対に忘れることのないようにしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 答弁よろしいですか。（「はい、結構です」と永井議員呼ぶ）

以上をもちまして、4番、永井議員の質問を打ち切ります。

続きまして、6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） 議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問したいと思います。

残念なことに、全国的にいじめや子どもの自殺、不登校の増加、校内暴力など教育に不安を抱かせる状況が続いております。さらに、学力の低下への不安や格差社会を反映した子どもの貧困が生じる中で、子どもたち一人ひとりにより細やかな対応が求められております。このような子どもを取り巻く状況の中で、平成23年度から小学校で全面実施され、平成24年度から中学校で実施されます新学習指導要領では、低学力の不安を受け、授業時間数を増加させています。

その中で算数・数学や理科の授業を増やし、中学校の選択学習を廃止し、小・中学校の総合学習を削減し、外国語活動を小学校5・6年生に取り入れました。しかし、週5日制のままで授業時間を増やすことで1日の授業時数が増え、小学校1年生で毎日5時間授業になります。高学年では週に4日の6時間授業になって、子どもたちの負担が増えるばかりであります。

これに対して、文部科学省は学級編制基準の標準を引き下げる新教職員定数改善計画案を策定し、2011年度から8年間で公立小・中学校の1学級児童・生徒数の上限を現行の40人から30人から35人に段階的に引き下げる予定であります。そして小学校1年生に引き続き、平成24年度には2年生にも35人学級を実施することが検討されております。

このような情勢の中で、奈良県は少人数指導や少人数学級のための教員の配置などを行っています。

田原本町では県費の少人数授業等、きめ細やかな指導、人権推進教員、さらに町費で幼稚園に11名の特別支援加配、小・中学校にいじめ不登校・特別支援教育の補助教員などを加配していただいております。ぜひ来年度も本年度同様、県のあらゆる制度を活用し、さらには町費負担も含めて、一人でも多くの加配の先生を確保するとともに、さらに増員していただき、田原本町の子どもたちに行き届いた、きめ細やかな教育を実施していただきたいと思います。教育委員会としての取り組みをお聞きしたいと思います。

奈良県議会はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するために、①少人数学級を着実に実行すること。②教育の機会均等と水準の維持向上をはかるために、義

義務教育費国庫負担制度を堅持することなどを求めて、「少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書」を平成23年12月に衆・参議院議長・内閣総理大臣など関係大臣に提出をなさいました。

田原本町では一昨年から町費の教員を配置し、県の制度を活用して町内の全小学校1年生の30人学級を実施していただいております。その結果、「子ども一人ひとりに応じた指導やきめ細かな対応ができる」「子どもの発言が増える」「宿題などの提出物を忘れる子が減る」など、その効果は高く評価されております。

このような少人数の学級編制を行い、余裕のある教育環境の中で子どもたちを豊かに育てていくことは、教育改革が目指す中心的な課題であります。この施策は保護者の間でも大変好評であります。このことは明日を担う子どもたちのために今後の重点施策を掲げておられる寺田町長の教育に対する姿勢を示すものであると評価しているところであります。

今日、都道府県や市町村が学級編制を独自に施策として実施することが法的に整備されました。しかし教育行政の課題としては、都道府県や市町村が独自に少人数学級の編制をすることができる予算措置を講じることであります。

今日の財政事情の大変厳しい中で、教員1人を増やすことがいかに困難であるか、現実的に国や県の財政的な裏づけがないと、なかなか施策として実施できないことは認識をいたしております。

しかし、教育はすぐに効果の出ない将来の日本に対する投資であります。市町村の裁量の中で実現可能な事柄もあります。地方分権の中で、いかにその市町村の独自性を出すか、首長の姿勢の間われているところであります。ぜひ来年度も少人数学級編制30人学級を実施していただき、さらに多くの学年、あるいは中学校にも拡充していただきたいと思っております。この点について教育長の方針をお聞きしたいと思っております。

さて、保健室には、怪我と病気にかかわらず、心の悩みを抱えての保健室登校も増えるなど、さまざまな理由で子どもたちがやってまいります。子どもたちの一人ひとりに丁寧な対応が必要であります。そのために養護教諭の複数配置が必要であります。

小学校の養護教諭の複数配置は児童851人以上の学校にプラス1になっており

ますけれども、町内の小学校で最大の700名の児童数を超える田原本小学校に県費負担が困難であれば、町費負担で養護教諭の配置をぜひお取り組みいただきたいと思ひます。教育長の所見をお伺ひしたいと思ひます。

今日の教育現場での最大の問題は、臨時教員急増の問題と教職員の長時間過密労働の問題であります。特に臨時の教職員が急増している問題は教育的にも深刻であります。中学校のある保護者の方から「子どもの担任の先生が臨時の先生や。臨時の先生ではなく、ちゃんとした正式の先生に担任してもらいたい」といった意見をお聞きしています。

臨時の講師の先生の中にも教育に情熱を傾けていただいている方が多くおられます。しかし、保護者の感覚から言えば、次の年にもおられるかどうかわからない期限付きの臨時の講師の先生よりも、「正式の先生、教諭の先生に持っていただきたい」という考えは理解できます。しかも義務標準法で小学校や中学校の法で定められた“定数”の教員に非常勤講師や臨時的任用教員が増えております。町内の小学校・中学校にも、その傾向があります。ぜひ“定数”の教員には正規教員を確保いただきたいと思ひます。田原本町の教育に責任を持つ教育長に、確保に向けて奮闘いただきたいと思ひます。

申し上げるまでもなく、教育は人であります。田原本町の教育を充実し、効果あるものにするためには、子どもたちに向かい合う、教育活動に情熱を傾ける質の高い教職員を一人でも多く確保することは田原本町教育委員会の最重要課題であります。

そのために子どもに寄り添う、質の高い教師を正しく評価し、大切にしたいと思ひます。また教職員の方々に田原本町の地域の特徴を理解し、経験を多く積んでいただきたい。そして田原本町の教育委員会としても、そのような頑張っている教職員を正しく評価し、その方々のやる気の出る、その力量を十分発揮できる人事を行うなど、人事面でも大切にしたいと思ひます。

また将来、管理職として学校経営にその力を発揮することを望む先生には、管理職任用のための条件を整えて、田原本町で管理職としてお勤めいただくことに計画的に取り組むべきだと考えます。

そして地域の実情を理解し、地域に根差した教職員と、田原本町の教育の質を高

めたいと意欲のある地域の方々や保護者が一緒になって地域や保護者の期待に沿った学校をつくるための人事を計画的に行うべきであると考えます。

私が調べましたところ、町内の小・中の校長先生7名のうち、以前に田原本町で教壇に立ち、子どもたちの教育活動に携わった人はお二人であります。そのうちの一人の先生もこの3月には退職されます。

ご存じのように学校の校長室に行きますと、歴代の校長先生の写真が掲げてあります。自分の教えていただいた校長先生の写真が飾ってありますと、親しみを感じます。しかし最近、存じ上げない校長先生の写真が増えたように思います。

かつて自分や子どもが教えていただいた先生がおられると、保護者にとって安心できます。地域にとっても学校が身近に感じられます。学習のみならず生徒指導面などで教育的効果が上がるのは、こういった教師と保護者の人間関係が大きく影響することが多くあることはご存じのとおりであります。

地域や保護者の期待に沿った学校をつくるために頑張っていたいている教職員を正しく評価し、町外に転勤されている先生も含め、ぜひ地域とのつながりのある先生を確保し、とりわけ他郡市からよりも田原本町にお勤めいただいた教職員の方の管理職の登用に計画的にお取り組みをいただきたいと思います。この点について教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

さて、ご存じのように教職員の人事につきましては、人事権の一定の移譲を目指した地教行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）などの改正によりまして、市町村教育委員会が都道府県教育委員会へ内申をする際に、校長の人事に対する意見の具申を一緒につけることになり、校長の目標とする学校づくりに、こんな先生がほしいという校長の意見を述べる権利、いわゆる具申する権利が強化されました。また、市町村教育委員会が、このような教育を町としても推進するために、こんな先生がほしい、こんな人を校長に登用したいと都道府県教育委員会に要求する権利、いわゆる内申する権利が今まで以上に強化されました。

この校長の具申権の尊重や、地教委の内申権の積極的活用により、一人でも多くの質の高い教職員や管理職を確保し、田原本町の教育を充実・推進するために、人事についてイエス、ノーを行使していただき、最強の田原本町の教師集団をおつくりをいただきたいと希望いたします。

人事は相手のあることでもあり、難しいことも多くありますけれども、「教育委員会の姿勢は人事に表れる」と言われます。これまでの本町の教職員人事を見たとき、例えば1つの学校の校長・教頭が同時に2人とも転勤され、新しく校長・教頭の2人とも他郡市から転任してこられました。さらにその学校の学校事務職員も入れ替えるといった人事もありました。いろいろ事情があったとは推察いたしますが、教育現場から見たとき、学校経営や学校運営上、混乱と地域や保護者の不信を招くのではないかと危惧いたします。

相手のあることでもあり、大変ご苦勞いただいておりますけれども、人事は結果がすべてであります。保護者や地域の方々が評価する結果をお出しいただきたいと思えます。3月末人事に臨む田原本町教育委員会の姿勢をお聞きしたいと思えます。

教育予算、とりわけ図書費、教材費の増額について質問をいたします。

教育はすぐに結果の出ない、将来の日本に対する投資であります。市町村の裁量の中で実現可能な事柄もあります。地方分権の中でいかにその市町村の独自性を出すか、首長の姿勢の問われているところであります。しかし、教育活動を進めていく場合のソフト面での田原本町の予算には厳しいところがあります。幼稚園や学校が充実した教育活動を行うためには教育予算の増額がどうしても必要になります。この点から質問をいたします。

文部科学省の資料によりますと、教材費の予算措置率が平成18年度の田原本町は32.3になっております。全国平均は65.5、奈良県平均で54.9、三郷町では110.0、王寺町では139.6であります。

平成18年度以降平成23年度まで、どのように教材費等の予算を充実されてきたのか。そして平成18年度以降平成23年度までの教材費の予算措置率をお示しをいただきたいと思えます。また、来年度に向け、どのような方針に基づいて教育予算を編成されているのか、ご説明をいただきたいと思えます。

さて、約40年ぶりに授業時数と指導内容が増える学習指導要領の改訂に伴い、教材、教具も必要になります。理科の実験器具や家庭科など調理備品などの不足や、時代遅れのものがあつては教育効果が十分上がりません。そのため政府では理科教育設備の充実のために補助率を2分の1で、平成21年度当初予算で20億円を、補正で200億円を追加措置されました。また、新学習指導要領の教材整備計画で

は総額2,459億円を地方交付税措置しておられます。また、政府は学校図書館整備5カ年計画で、平成19年度から平成23年度までの5年間で毎年200億円を計上し、計1,000億円の交付税措置をしておられます。その目標蔵書冊数は、小学校18学級、中学校15学級の場合、小学校では1万360冊、中学校1万2,160冊にしております。このことに関して質問をいたします。

町内5小学校、2中学校の教材費・図書費について、これから申し上げます事項の達成状況について説明をいただきたいと思っております。

小学校の理科では、現時点で手回し発電機は人数分揃っておりますか。壊れて使えない顕微鏡はありませんか。人体模型の臓器は揃っておりますか。骨折してありませんか。百葉箱の中身はありますか。

その他の教材として、世界地図や地球儀、ピクチャーカード、模型など、外国語活動で使用する教材は揃っておりますか。

百人一首のかるた、朗読CDや5大栄養素の掛図など、国語科や家庭科の新たな指導で使用する教材は揃っておりますか。

電子黒板や地上デジタル対応のテレビ、OHCなど教材の更新は必要ありませんか。

図書では、学校図書館図書標準は達成されておりますか。さまざまなニーズに応える読み物や、学習で利用できる図書資料について種類が偏ることなく整備されておりますか。

中学校の理科では、DNAモデルはありますか。薬品庫はきちんと鍵がかかりますか。古くなっていませんか。10年間眠っていた電気の実験器具はショートの実験器具は危険はないでしょうか。岩石標本は区別はできていますか。火山と海底が同居してありませんか。

その他の教材では、保健体育科で使用する武道着、武道具は揃っておりますか。

琴、三味線、尺八、太鼓など、音楽科の和楽器の指導で使用する教材は揃っておりますか。

電子黒板や地上デジタル対応のテレビ、OHCなど、教材の更新は必要ありませんか。

図書では、学校図書館図書標準は達成されておりますか。さまざまなニーズに応

える読み物や、学習で利用できる図書資料について種類が偏ることなく整備されておりますか。

以上、町内の小中学校では、この目標を達成しているのか、お聞きをしたいと思います。

中学校の保健体育科の武道の必修化について質問いたします。

本年4月から中学校1・2年の保健体育科で武道とダンスが必修になり、女子も男子も両方を学びます。武道は主に柔道・剣道・相撲からの選択ですが、経費や施設などの関係で柔道を選ぶ中学校が多くあります。

心配になるデータがあります。名古屋大学の内田准教授の調査によりますと、中学校・高校の柔道事故で死亡した生徒は、2010年度までの28年間で114人もおられ、1年間平均で4人の若い命が失われております。

横浜市で8年前、中学校の男子生徒が柔道部での顧問の教諭との乱取り中に意識を失い、脳に障がいが残り、両親が起こした裁判の判決が昨年暮れにあり、横浜市と神奈川県に約8,900万円の支払いを命じました。

中学校と高校で後遺症が残る柔道事故は2009年までの27年間に275件あり、うち3割が授業中で、死亡事故の5割以上は1年生で、初心者が多くなっております。

実施するなら武道のよさを理解し、安全で楽しい授業にすべきだと考えます。武道の必修化に関わって田原本町教育委員会はどのようにお考えになっておられるのか、お聞きをしたいと思います。

中学校の給食について質問いたします。

南小学校の給食業務の業務委託については、いろいろな意見が議会でも出されております。しかし、教育委員会としては実施されるようではありますが、平成23年第1回定例会で、私が「中学校も給食を実施すべきである」と提案した際に、片倉教育長が「小学校で業務委託を実施するとなれば、中学校では弁当給食の導入をしたい」と答弁されております。

小学校の給食業務の業務委託の実施計画に伴って、中学校に弁当給食を導入されるのかどうか。導入されるとした場合、時期及びどのような形で実施されるのか、事業内容を明らかにしていただきたいと思っております。

さて、清掃工場建設問題につきまして、御所市そして五條市と共同で御所市栗阪地区に建設したいという寺田町長の提案につきまして、平成23年11月4日の臨時会で議員の皆様のご意思を問われました。しかし、この清掃工場問題は田原本町にとって、かつて磯城・桜井合併協議会から離脱した理由になっております。そのため町政最大の重要課題であり、町民の皆様のご関心の大変高い問題であります。しかもこの事業は、試算では2市1町で建設費91億5,000万円余り、25年間でごみ処理経費38億9,000万円という大規模な公的施設の事業であり、住民の皆様にご建設費、あるいは経費などをご負担をいただくことにもなります。また、遠い御所市で建設することに伴うごみ処理に関わるサービスのありようは、町民の皆様の生活に密着した切実な問題であります。今なお、「なぜ御所市なのか」といった町民の皆様のご多くの意見を私はお聞きしております。

私は清掃工場建設についての町長の提案について、ぜひ町民の皆様の賛否を問うべきだと考えます。寺田町長は清掃工場建設についての町長の提案について、住民の皆様のご意思を聞くために住民投票を実施する考えがあるのか否か、お聞きをしたいと思います。

以上。再質問は自席で行います。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 6番、西川議員の第2番目、「町政最大の課題である清掃工場建設問題について町民の皆様のご意思を聞くために」のご質問にお答えをさせていただきます。

「清掃工場建設問題について住民投票を」とのご質問でございますが、清掃工場建設問題につきましては、議員各位を始め町民の皆様のご関心である事項であり、議会清掃工場建設検討特別委員会、全体協議会におきまして協議、議論を重ねていた

だいたところでございます。

この間、特別委員長報告や一般質問にお答えするなどして、その検討状況を議員各位にもお知らせしてまいりました。事業費や維持管理費などを考慮し、また国の補助金制度の活用が図られることから、御所市と広域化建設を目指すことを表明をいたしました。その後、五條市の加入につきまして、議会におきまして協議、議論を重ねていただき、賛成多数により可決されたところでございます。

このように住民の代表である町長と議会議員が意思決定をし、広域化建設に向けて取り組んでおりますことから住民投票を行う必要はない、また考えもないということでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 失礼いたします。

第1番目、「田原本町の子どもを充実するために」についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の「平成24年3月末教職員人事について」のご質問でございますが、1つ目、「1人でも多くの教職員の確保と増員を」につきましては、現在、奈良県教育委員会が示しています学級編制基準は、小学校第1学年が35人、第1学年以外の学年は40人であります。中学校は全学年40人となっております。文部科学省では平成24年度には小学校第2学年でも35人学級編制を実施計画をしていますが、具体的な指示は現時点ではございません。

ところで、平成23年度は奈良県の教職員定数配置基準による教員数以外に、児童生徒支援教員や少人数指導等きめ細やかな指導のために、田原本町全体で17名の教員が県より加配されております。

平成24年度は、県教育委員会に対して、この加配数を減ずることなく配置することを求め、その上で、小学校2年生の35人学級編制の実施を強く要望しているところでございます。また、町費で配置しております幼稚園における「特別支援加配」、また小・中学校に配置しております「いじめ不登校・特別支援教育支援員」につきましては、現場からの評価・要望も高く、引き続き配置に鋭意努めていると

ころでございます。

2つ目、「少人数学級編制・30人学級の拡充を」につきましては、現在、町内の5つの小学校に少人数指導等きめ細やかな指導のため7名の教員が県より加配され、4つの小学校で少人数学級編制が実施され、1校で少人数指導が実施されております。また、中学校では少人数授業のため2校に計5名の教員が配置され、少人数による授業が実施されております。

先ほど申し上げましたように、小学校2年生の30人学級編制実施との絡みもありますが、より多くの人員配置を県に要望しています。

なお、平成22年より実施いたしました町費による1年生の30人学級編制でございますが、目的は、いわゆる「小1プロブレム」の解決、つまり幼稚園・保育所からの小学校への円滑な移行を目指しての配置でございます。今後30人学級の他学年への拡充については考えておりません。

3つ目、「養護教諭の複数配置を、さしあたって田原本小学校に町費負担で配置を」につきましては、県教育委員会には配置基準だけで判断するのではなく、現状を鑑みて弾力的な運用、つまり複数配置を要望しているところで、町費による配置は考えておりません。

4つ目、「定数内講師に教諭の確保を」につきましては、先ほど述べました加配の教員につきましては、県による単年度措置でありますので、基本的には講師での対応ということになります。より教員の経験のある講師の配置を県へ要望してまいります。

町内幼稚園の教員配置につきましては、平成23年度は5つの幼稚園におきまして、総トータル24クラスの学級編制でありました。それに対しまして、担任を持たない田原本幼稚園の主任を除いて、24名の教諭を配置しております。ただ、この24名のうち、5名が育児休業でございますので、それに代わる担任として臨時教諭を5名配置しております。

5つ目、「頑張っていたいている教職員を正しく評価した人事を」につきましては、議員が仰せのとおり「教育は人なり」につきましては、いかに時代が変化しようとも変わることのない真理だと認識をしております。その意味合いから町教育行政の責任者として人事を重く受けとめております。とりわけ議員がご指摘の管理

職人事につきましても、その点十分考慮しながら、県の人事異動方針に則り粛々と進めてまいりたいと考えております。

6つ目、「田原本町の教育を充実・推進するためにも人事にイエス・ノーを」につきましても、私も議員がご指摘のとおり、田原本町の教育を充実・推進させるための最も大きな要素は人事にあると捉えております。ご承知のとおり、人事につきましては県教育委員会の教職員課が管轄しております。現在、その担当者とやりとりをしておる最中でございます。その中で言うべきことははっきりと町として主張して進めてまいりたいと思います。今後も同様、鋭意努力してまいりたいと思っております。

以上答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

（教育部長 福井良昌君 登壇）

○教育部長（福井良昌君） それでは第1番目、「田原本町の子どもの教育を充実するために」についてのご質問にお答えいたします。

第2点目、「教育予算とりわけ図書費・教材費の増額を」のご質問でございますが、平成18年度以降平成23年度まで、学校からの予算要求資料に基づき、教材に関する評価や、教科書などの単元との対応、そしてその活用事例や指導案といった活用効果を考慮し、予算要求に反映し、充実を図ってまいりました。

教材費の予算措置率は、平成20年度15.5%、平成21年度10.0%、平成22年度12.5%、平成23年度は53.6%の見込みとなっております。新年度は、中学校でも新学習指導要領が実施されます。その円滑な実施に向けて、一般教材、理科設備等が適切に整備されますよう、各学校と協議を行い予算編成をいたしました。

学校において、教育効果を高めるために不可欠なものが教材であると認識しております。特に今回、新学習指導要領の実施にあたりましては、各学校で円滑な実施が行われるよう教材の整備に努めてまいったところでございます。

それでは議員がご質問の件につきまして個々に述べてまいります。

小学校では、手回し発電機ですが、東小4台、北小13台、田小12台、南小8台、平野小16台であります。

壊れて使えない顕微鏡ですが、東小で3台修理中であり、他校では該当はありません。

人体模型の臓器ですが、すべての学校で整っております。

人体骨格模型ですが、すべての学校で整っております。

百葉箱はすべての学校で整っております。

外国語活動で使用する教材の中で、英語版の地図、地球儀につきましては、すべての学校で整備されておられません。

ピクチャーカードについては、東小で1セット、南小で3セットであります。

百人一首のかるたについては、東小5セット、北小5セット、田小8セット、南小16セット、平野小16セットで、朗読CDは、ほとんどの学校で整備されています。

5大栄養素の掛図は、田小以外はすべて整備されています。

「電子黒板や地上デジタルテレビ、OHCなどの教材の更新は必要ありませんか」については、整備されて日が浅く更新の必要はありません。

図書は、学校図書館図書標準では、小学校では図書標準冊数4万7,160冊に対して、現在蔵書冊数は3万7,485冊で、今年度の達成状況では昨年度の76.3%から3.2%アップし、79.5%となっております。各学校図書の選定購入にあたっては各学校の司書教諭等で図書選定による整備を行っております。

続きまして中学校ですが、DNAモデルについては、教科書にDNAの説明と構造写真がありますので、それを活用して学習しております。

薬品庫については、両校とも鍵が掛かり、保管に問題はありません。

「10年間眠っていた電気の実験器具は、ショート危険はないですか」につきましては、実験の前に必ず実験器具の点検を行いますので、ショートの危険はありません。

「岩石標本は区別できていますか」につきましては、両校とも区別ができています。

保健体育科で使用する武道着、武道具につきましては平成24年度予算でその一部を購入整備予定でございます。

和楽器の教材については、平成24年度予算で琴を購入整備予定でございます。

「電子黒板や地上デジタルテレビ、OHCなどの教材の更新は必要ありませんか」につきましては、整備されて日が浅く更新の必要はありません。

図書は、中学校では図書標準冊数2万2,640冊に対して、現在蔵書冊数は2万421冊で、達成状況は昨年度の86.1%から4.1%アップし、90.2%となっております。各学校図書の選定購入にあたっては、小学校と同じく各学校の司書教諭等で図書選定による整備を行っております。

小中学校のトータルでは図書標準冊数6万9,800冊に対し、現在蔵書冊数は5万7,906冊で、達成状況は昨年度の79.6%から3.4%アップし、83.0%となっております。

次に3点目、「中学校の保健体育科の武道の必修化について」のご質問でございますが、ご心配をかけております武道につきましては、「安全」という観点を最重視して学校と研究・協議を進めてまいりました。その結果、両中学校において、柔道の履修は行いません。具体的には、田原本中学校では男子は「相撲」、女子は「剣道」を履修します。北中学校では男女とも「剣道」を履修します。どちらにいたしましても、武道は危険の伴う競技でありますので、安全対策を十分講じながら授業を行うよう指示しているところでございます。

次に第4点目、「中学校の給食について」のご質問でございますが、新年度より南小学校学校給食調理業務委託の実施に伴って、何かの理由で弁当を持参できない生徒に対しては、栄養のバランスや摂取量に配慮した民間業者調製のスクールランチを提供してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 答弁をありがとうございました。時間の都合もありますので1点だけ質問したいと思います。

この清掃工場建設問題に関わる住民投票について、先ほど寺田町長のほうから答弁をいただきましたけれども、そのことに関わって私の意見を申し上げ、質問をしたいと思います。

ご存じのように鹿児島県の阿久根市の前市長による専決処分が多発による議会無視に近い市政運営の混乱や、現在大阪市長である橋下徹氏の「大阪都構想」で提起

されました大都市制度など、地方自治法に関わる問題で、平成23年1月総務省が地方自治法抜本改正についての考え方を示しております。その中で住民投票について次のように述べています。

「代表民主制は今後においても地方自治制度の根幹をなすものである。同時にこの間、地方自治制度を取り巻く社会経済情勢は大きく変貌を遂げ、人口減少、少子高齢化社会の到来、家族やコミュニティーの機能の変容や厳しい財政状況等によって、地方公共団体の行政運営に対する住民の意識は多様なものになっている。住民の意見を地方公共団体の行政運営に的確に反映させるという観点から、2元代表制による現行の代表民主制を前提としつつ、これを補完するものとして、現行の直接請求制度の拡充を図るとともに、住民投票制度の導入についても検討することとする。

住民投票の制度化にあたっては、まずは対象を限定して立案し、その後、実施状況をよく見極めた上で制度の見直しを検討していくことが適切である。具体的には今日厳しい財政状況の中で、住民の多くが行政サービスに関する受益に対する負担や、将来世代への負担のあり方に多大な関心を寄せる状況を踏まえて、大規模な公の施設の設置の方針を対象にして速やかに住民投票の制度化を図る」としております。

田原本町の清掃工場の事業は、試算では2市1町で建設費91億5,000万円余り、25年間でごみ処理経費が38億9,000万円という大規模な公の施設の建設に関わる事業であり、建設費や経費などは将来世代の負担にもなります。また、ごみ処理に関わるサービスの内容は、町民の皆さんの生活に密着した問題であり、建設に関わる考えや情報を町民の皆様にも的確に伝え、そして住民の意思を問うことは地方自治法改正の考えとも一致すると私は考えます。

先ほどの私の質問に対して町長は、結論として住民投票を行う必要はないとのお考えでありますけれども、住民投票制度を制度化している自治体は、昨年11月15日現在で全国で39自治体であります。

生駒市の市民自治推進会議は「市民の意思を問う市民投票条例案」を1月17日に山下生駒市長に提言しております。寺田町長も昨日の提案理由の説明の中で「町政への住民参加機会の拡大に努める」と述べておられます。

現在の国から地方への政治の流れや住民参加は時代の流れだと考えます。今日、厳しい財政状況の中で住民の多くが政治や行政のサービスのありよう、将来世代への負担のあり方に多大な関心を寄せている状況を踏まえ、寺田町長が自信を持って進めようとしておられる清掃工場の建設について、そのお考えや、あるいは情報を町民の皆様に的確に伝え、住民の皆様の意思を問うべきではないかと、私は考えます。

以上、私が申しあげました社会の変化に対応した住民参加の一つとして、住民投票について地方自治法の抜本改正の論議なども踏まえ、町長のお考えをお示しいたきたいと思えます。

○議長（松本宗弘君） 町長、住民投票に対しての再質問に対して答えてください。

○町長（寺田典弘君） ご意見ありがとうございます。

議員おっしゃるように私も地方行政は2元代表制を前提としております。この前提を崩すならば、この2元代表制、地方自治というのは全く成り立たないものであろうかと存じます。

ただ、議員お述べのように、現在の行政サービスを維持しながら、いかに将来に対する負担を軽減するかということにつきましては、これは私が従来から申しあげてきたところであります。その中で広域建設がよいのか、また単独建設がよいのか、あるいは民間委託がよいのかということを一年半にわたり議員の皆様方と議論をさせていただき、この結論に至ったところでございます。決して私は拙速な結論を出したつもりはございませんし、皆様方に全協も含めて十分な説明をさせていただき、個別の資料も提示をさせていただきながら、金額も提示をさせていただいたところでございます。

逆に、議員のご持論であります単独建設については、とても将来的に私たちの子どもたちが負担できるものではないという結論をつけさせていただきました。

おっしゃるように、どの案につきましてもメリットもあれば、デメリットもございます。その中で100点満点という結果、議論はないものと私は思います。その中で、よりリスクをとった中で、どれがよりベターな選択なのかというのを皆様方とともに、この1年半、2年という長期間をかけて考えさせていただき、この結論に至ったものでございます。

ですから、まだこれ以上に住民投票をしていくという意思は全くございません。ただ、住民の皆様方に理解していただくよう十分な広報活動等につきましては、議員お述べのようにさせていただきたいというふうに考えております。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「はい」と西川議員呼ぶ）

以上をもちまして、6番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして、1番、森井議員。

（1番 森井基容君 登壇）

○1番（森井基容君） 議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、本町は洪水や浸水被害のまことに多い地域でありまして、その対策については私自身も含め何度も取り上げられているところでもあります。災害の少ないまちづくりは本町の大きなテーマの一つでもあります。今回は治水対策としてのため池の治水利用についてお聞きしたいと思います。

昨年、県よりため池の活用についての調査が実施されました。寺川以東について、ため池を活用した治水対策が考えられている旨のお話も伺いました。

そこで、まず1点目お伺いしたいと思います。ため池の治水利用についての整備の進捗状況、この現状についてお教えてください。

さて、治水対策については県や町が重要な役割を担っているわけですが、ため池の活用や雨水貯留浸透施設なども、その一策であります。しかし一方で、住民の皆さんにも協力を求めることによって、住民参加の形で治水対策等を進めることはできないものかと考えております。一例として家庭に雨水タンクを設置することにより、少しでも河川への雨水の流入量を減らそうとする取り組みが実施されている市町村もございます。

先のため池の治水利用についても、地域の皆さんの協力なくしては前へと進むことはできないものでもあります。本町には開発が進んだとはいえ、農地も多数存在します。それを何とか活用した形で農家の方にもご協力をいただき治水対策を進めることはできないものかと考えております。

一時的な大雨が河川の水量を増大させ、洪水、浸水被害をもたらしていることは

周知のことでもあります。多くの住民の皆さんにご協力をいただきながら事業を進めることは、その量自体は決して無視できない量になるだろうというふうに思います。また、住民の皆さんへの治水対策に対する啓発や意識向上にもつながっていくものだと思います。

そこでお聞きいたします。本町では町民の皆さんに協力を求めて治水対策を進めていくお考えはございませんでしょうか。よろしくお答えください。

次に、平成23年4月より小学校にて全面実施されました新学習指導要領に関連してお聞きいたします。

指導要領が新しいものになりますと、学校ではさまざまな研究、試行がなされ、指導者の側でも、その中身に馴染むのにある一定の期間を要するものであることとともに問題点や課題も見えてくるものでもあります。本町では順調に取り組みを進めていただいているものと思いますが、ベネッセ教育開発センターが昨年実施されました「小学校新教育課程に関する調査」の中に少々気になる点がありました。

それは教員に対する質問で「新学習指導要領の実施（移行措置期間も含む）によって、児童はどのように変わってきていると思いますか」という質問に対する結果についてであります。

良い面として、「わかりやすく伝えたり、説明できる児童」が28.5%増えたと感じておられる。「感じたことを表現できる児童」が26.7%増加したと感じている教員がいる一方で、悪い面として、「児童間の学力格差」が40.1%増加したと感じている。また、「疲れている児童」が39.3%増加した。「授業についていけない児童」が26.3%増加したと感じている教員の方々がおられるという結果が出ておりました。

この結果から私が気になりましたのは、良い面以上に悪い面について顕著な増加傾向にある事柄でありました。

学力格差については、学校教育における永遠のテーマとも言うべきものかと思いますが、約4割の先生が「児童間の学力格差」が大きくなったと感じていること、「疲れている児童」が増加していると感じていることは注目に値すべきものではないかと思います。

この調査結果について、本町の小学校の児童にそのまま当てはまるものでないこ

とは言うまでもございませんが、児童の健やかな成長という観点から、決して看過できるものでもありません。

文部科学省のホームページでは、「新しい学習指導要領は、子どもたちの現状を踏まえ「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視しています。これからの教育は、「ゆとり」でも、「詰め込み」でもありません。次代を担う子どもたちが、これからの社会において必要となる「生きる力」を身につけてほしい。そのような思いで、新しい学習指導要領を定めました。「生きる力」を育むためには、学校だけではなく、ご家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組むことが大切です。子どもたちの未来のために新学習指導要領、スタート」と高らかにうたっておられます。

しかし、どうもそのとおりにはいっていないように私には思われます。

この調査結果についての教育長の所見をお聞かせいただきたいと思います。また、本町の児童の現状についてどのように把握されていますか。お聞かせいただきたいと思います。

なお再質問があれば自席にてさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） それでは1番、森井議員の第2番目、「学力について」、「移行措置期間を含んで、新学習指導要領の実施による児童間の学力格差について」のご質問にお答えいたします。

平成23年度小学校で実施された学習指導要領は、戦後8度目の改訂となる学習指導要領でございます。ところで過去における指導要領の変遷を見ますと、そこには必ずその時代や、その時々々の社会環境を背景に改訂をされています。

学習指導要領につきましては、その内容に対し、過去さまざまな批判や議論がなされてきましたし、今回の学習指導要領についても、その一部に対して疑問の声があることは認識しております。

言うまでもなく私どもが管轄しておりますのは、町立の小・中学校であり、公教育という立場からも、当然文部科学省が示している学習指導要領、そしてそれに基づく学習指導要領解説に沿い、それぞれの学校で教育課程を編成して教育活動を推

進しております。

さて、議員がご指摘の調査結果でございますが、授業時間数の増加や教科内容の増加がその背景にあると想像されます。

ところで本町の子どもの実態につきましては、全国の学力・学習状況調査のデータを毎年分析をし把握に努めております。

最後に、過日平成24年度学校教育の指導方針を策定いたしました。その中で「確かな学力の育成」は、「豊かな人間性の育成」「健康でたくましい心身の育成」という3本柱の中核と位置づけ、平成24年度は取り組みを進めてまいります。平成24年度は小学校新学習指導要領の完全実施2年目を迎えることとなりますが、議員がご指摘の点に十分留意して進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 第1番目、治水対策についてのご質問にお答えをいたします。

第1点目の治水対策としてのため池活用についてのご質問でございますが、森井議員におかれましては、平成21年第4回定例会におきましても、治水対策に対する趣旨のご質問があったと記憶しているところでございます。

まず田原本町の地理的な特性として、町内を流れる一級河川は河床の高さが周辺の土地と同じ高さである天井川であり、寺川の水位が上昇することによって、ウォーターブロック現象で流入してくる河川の内水がはけない現象が起き、浸水の被害が発生することになります。このような特性から内水を一時安全に貯留することによって浸水被害が減災されると考えるところでございます。

このような状況から平成23年に県農村振興課が、本町の阪手、小阪地区内におきまして、既存のため池、農業用排水路を活用した『ため池治水活用モデル事業』として調査したところ、考えられる具体策の一つとして、ため池の防災機能に着目し、余水バケの改良、池底の掘り下げ等の対策を講じれば、浸水被害が軽減できる旨の報告がなされているところでございます。

また、寺川東部につきましては、ほとんどが水田としての土地利用をされている

現状から、降水時に少しでも水田に湛水機能を持たせる工夫を試みれば、耕地面積が大変大きいことから、大きな貯水機能が発揮できると考えているところであり、有効な対策であると考えています。今後この調査結果をもとに地域の方々の意見をお聞きし具体策の検討を行う予定でございます。

次に、第2点目の「治水対策について町民の皆さんにも協力いただくために」のご質問でございますが、いずれにいたしましても、議員お述べのように、今後も住民の皆様にご協力を求めていくためには、治水対策の意識を持っていただくことが重要であると認識しており、今後の対策として取り組んでいく所存でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（松本宗弘君） 1番、森井議員。

○1番（森井基容君） ご答弁ありがとうございました。

まず学力格差の件なんです、教育長にお答えいただいて、その授業時数の増加、もしくは教科内容の増加が、その背景にあるものと想像されるというふうにお答えいただきました。

ただ、先ほども私の質問の中で文部科学省のホームページにあった言葉があるんですが、「詰め込みでもないんだ」というコメントが入っておりました。ところが週5日制を実施する中では、自然と授業時数を増やさざるを得ないわけですね。6時間授業の日が週の大半を占めるという実態にあるかと思えます。

私自身の子どものころを思い出しても、放課後の楽しみと言うんですか、そういう時間というのは貴重な時間であったと思います。そういった意味でゆとりがなくなってるのかなというふうなことを思っているわけですが、どうしても内容が増加し、授業を充実させていかないといけないということと相反することなんです、ある意味で、子ども心のゆとりなり、体のゆとりがなかったらいけないと。だから週5日制というのがネックになってくるのかなと思うんです。土曜日の扱いについては、やっぱりタブーなんですよね。そこを確認させていただきたいというのが第1番目、再質問とさせていただきます。

もう1点、学力格差を少しでも少なくするために、各学校では読書の時間を小時間でも設けようとか、いろんな取り組みをさせていただいていることと思っております。さらに基礎学力を充実させるために、補習授業と言うんですか、そういうふう

な形で基礎的学力を十分身につけさせる目的で、そういう計画をしておられる、もしくは実施しておられる例はあるのかどうか、教えていただければと思います。

3つ目に、本町でも先生方に、今回の件で同様の聞き取り等を実施されるご予定はあるか、ないか、その点のところをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

治水対策の件ですが、水田の湛水機能に着目して工夫を試みるというふうにお答えいただきました。この点は大変実効性のあるものとしては大変なエネルギーが要るだろうと思います。町民の方々、農家の皆さんの理解と協力がどうしても必要になるわけですので。しかしながら、これを試みることによって、少しでも治水対策が進むのであればいいなというふうに思いますので、積極的に実効性のある対策を期待しております。よろしくお願ひしておきます。

再質問は何点か学力格差のことでございましたので、申しわけございませんが、お答え願ひします。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） ありがとうございます。3点、再質問いただきました。

まず1点目についてでございますけれども、確かに授業内容ということにつきましては、教科書のページ数が増えた分、内容が豊かになっていると思っております。

ただ、私その中で新しい教科書を先生方が子どもたちに、こう提示する中で、先生もよくこの言葉をお使いになったと思いますけれども、「教科書を教えるのではなく、教科書で授業を構成していく」ということを、私どもの町内の教職員もモットーにしてくれていると思います。授業内容は増えましたけれども、その1単位時間は限られております。その中でページ数だけに追われるのではなく、指導力を上げていただきまして、工夫ある楽しい授業づくりが、この新教育課程についての対応だというふうに認識をしております。

そういうことから考えまして、2点目の補習時間を増やすと、また補習を増やすということについては、今のところ考えておりません。

それから実態把握につきましては、全国の学力調査だけでなく、実際に校長先生方とは毎月校長会を開いておりますので、もちろん今日議会でご質問あった内容等

々につきましても、校長先生方にお知らせもいたしますし、児童の実態につきましては、校長先生を通じて把握をしていきたいと思っておりますし、学校訪問も直接いたしておりますので、その都度、幼稚園、小学校、中学校ということで、実態把握には努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。その質問だったら要望みたいな形になるから、きちっと答えを。

○産業建設部長（高村吉彦君） 先ほどおっしゃってましたように、住民の皆様にご協力いただきますように、積極的に事務等を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 1番、森井議員。

○1番（森井基容君） ありがとうございます。

校長先生を通じて聞いていただくというのが従来の流れだと思うんです。ただ、その個々の先生方の実際の声というのは、なかなか伝わりにくいものでもあるかと思っておりますので、その点についての実施も深まればというふうに思いますが、そこまではなかなか時間が、教育長もお忙しいからできないかとは思いますが、その点についてだけお願いします。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 私の仕事として実態をつかむのも仕事でございますので、決して忙しいから仕事を怠っているということはありません。校長先生を始め、ほかの先生方との会話を通して実態把握については進めてまいります。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、1番、森井議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

続きまして、3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 中学校給食について質問いたします。

これまでたくさんの議員が「中学校給食を実施すべき」という立場から質問をされてきました。

それに対して、教育長は「親子のつながりを確認し、愛情を深める家庭からの弁当持参が適していると判断いたしました」と答弁されています。また、町長は「家庭のぬくもりや、家庭の味を感じ、家庭の絆を深めるものであるという観点から愛情弁当の実施をしてきた」「母親の愛情、威厳を持った父親に対する尊厳という気持ちは育てられた」と答弁されています。

教育長や町長がおっしゃるように「弁当を食べることによって親子の愛情を深める」効果が本当にあるとしたら、弁当を持参できない生徒はどうなるのでしょうか。毎日毎日「親の冷たさ」を実感することになります。教育という見地からすると大変厳しい仕打ちを生徒に強要していることになります。弁当を持参できない生徒は割合としては少ないです。それでも、その子どもたちに教育的配慮を欠いた「仕打ち」を続けることは大変な問題です。そうじゃありませんか。

教育委員会は、中学校給食についてどのような議論をされてこられたのか、少し調べさせていただきました。「給食センター建設費に12億円必要」という説明を聞かれた後、「弁当を持参できない生徒の数と比べれば、大きな代償かな」「中学校給食の件についても、当分の間は無理かなというように考えます」、このような意見が述べられていました。残念ながら、「育ち盛りの子どもたちについて、どのような食事を提供することが一番いいのか」「知育、体育、徳育の前提と位置づけられた食育をどのように実現するのか」という大切なテーマについては全く触れられておられませんでした。

このような議論を読ませていただきますと、弁当を持参できない子どもは少ないから見捨ててもいい、給食にお金をかけたくないから「愛情弁当にしておこう」とされているように感じます。現在、県内で中学校給食を実施していない自治体は、奈良市、大和郡山市、大和高田市、広陵町、安堵町に本町の6自治体だけです。

教育委員会の論議の中にも触れられていますが、そのどの自治体でも「愛情弁当論」を理由に給食を避けてこられました。ところが先の12月議会で、奈良市、大和郡山市、広陵町で、行政あるいは議会が中学校給食実施を表明されました。

「愛情弁当論」から様変わりです。「弁当業者の配食弁当」でお茶を濁している状況ではなくなっています。弁当を持参できない生徒、すなわち「食に関して特別の配慮を必要とする生徒」に対して、教育長は「食の大切さを学習を通じて理解を深める」と答弁されていましたが、学校給食法にはそんなことは書いてありません。『釈迦に説法』となるとは思いますが、学校給食法に明記された「食育」について述べさせていただきます。

学校給食法には、「栄養教諭の職務」を「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」と規定しただけでなく、「食に関して特別の配慮を必要とする児童または生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行う」と明記されています。

実際に給食に力を入れておられるところでは、地元食材を使った給食を提供するだけでなく、給食で提供されたメニューが、「家でもつくってほしい」と各家庭に広がり、地域のメニューに定着しているところもあります。給食は単なる食事ではなく、各地で重要な役割を果たしています。

杉田玄白が「解体新書」を翻訳したとき「プディング」がどんなものか全くわからなかったことは有名な話です。プリンを見たことも食べたことがないと全くわからないのは当たり前です。それでも「食べたこともないのに味を理解せよ」と、「学習を通じて」言い続けますか。

私も子どもたちに弁当をつくりました。しかし、料理には自信がありません。母の味が一番ではないんです。料理の専門家の栄養士さんが調理方法を開発し、つくる専門家の調理師さんがつくる給食が、母の味とは異なる、おいしい食事を提供することもあります。栄養価のあるおいしい給食を提供することで、子どもたちに豊かな食事を提供する町にしたい、これが私の思いです。そこで質問します。

- 1、「親の冷たさ」を毎日実感させることは教育的配慮に欠けるのではありませんか。
- 2、「食べたこともないのに味を理解せよ」と説教することが食育ですか。
- 3、「愛情弁当」は県下でわずか6校だけになります。まだ、「愛情弁当」にこだわりますか。

給食に踏み切られますか、町長の所見を求めます。

次に、2、ごみ対策について。

今、人はだれしも不要となったものをごみとして廃棄します。指定日に指定場所に出すと役場等が収集し持って行きます。目の前から消えると、それでごみは適正に処理されて、なくなったと思います。ところが実際は回収されたごみは、可燃物は焼却され、不燃物は埋め立て処分されます。本町では、この焼却処理から発生した焼却灰と不燃物を大阪湾のフェニックス最終処分場に持ち込んでいます。

これですべてなくなったように感じますが、実際は「質量保存の法則」でガスや堆積物として自然界に放出されています。この自然界に放出された物質が地球環境を破壊するぐらい増えてきています。堆積物の中で化学反応により毒性の強い物質が発生し、漏れ出ることも十分に考えられます。そして、このごみ処理の費用を自治体と住民が負担しています。焼却場建設費、ごみ収集費、ごみ搬送費、最終処分費などなど多額な金額になります。そのために本町は長年頭を痛めてこられました。

容器リサイクル法では、生産企業の生産者責任について少しは盛り込まれていますが、最終処分やリサイクルについて自治体に責任を押しつける結果となっています。ごみの材質について全く知識のない自治体が処分するより、資材を開発した企業が処分方法を検討するほうが的を射ていて適正にできますが、容器リサイクル法がそうになっていないことは残念です。

お隣の広陵町では、ごみ処理の方法からプラスチック類は分別収集されています。汚れたプラスチックは洗淨しないとプラスチック類として出すことはできません。ところが、これを実践しようとする大変な手間がかかります。手間だけでなく、水道を使うので費用もかかります。

実際のところを見ていると、ちゃんと分別を意識され、実行されておられる方は少数のように思われます。結果的には、清掃工場でシルバーさんがベルトコンベアー上のプラスチックを機械に追われるようにして分別されています。自治体の選択が間違っていたら、そのしわ寄せは住民の方に強要されています。この制度が長続きするとは思われません。

日本には古来より、どんど焼きや針供養、人形供養など、自分が使ったものなどに感謝する風習があります。手ぬぐいとして使えなくなると雑巾にして最後まで使い切る。古くなった浴衣をおしめにつくり変えるなど、物を大切にしてきました。

今、物を大切にし、安易にごみを生み出さない気持ちを育てることが求められているのではないのでしょうか。

物を大切にすることは、教室で「大切にしてください」「大切にしてください」と何回言っても身につくものではありません。「家庭の問題」と切り捨てることは、もっとよくありません。

どうしたらいいのか。リユースの仕方を実践する。ごみ処理の実際の作業を目で見て確かめるなど、体験することが重要です。ごみに出すときの作法を体験し、収集の実態を目撃し、清掃工場へ運び込まれた後の作業を見ることで、ごみ処理の大変さを実感することができます。清掃工場が身近にあれば「環境教育施設」として活用することができます。

先の11月臨時議会で、議会は「御所・田原本環境衛生事務組合への五條市の加入について」を採決しました。これで御所市、五條市と本町の2市1町で清掃工場をつくるのが順調に進んでいるのかというと、そうではないそうです。まだ、建設予定地の地元自治会が了解していない。建設予定地についても変更の可能性がある。資源ごみの処理について御所市と五條市は独自処理を目指しているが、本町は委託処理を目指しているなど、一つの組合で別々のシステムを採用する方向に進んでいると伺います。2市1町で清掃工場をつくると言いながら、中身はバラバラ。建設はできても、その後の運用は心配です。

清掃工場を単なる「ごみ処理施設」と捉えるのではなく、町長のように、お金の問題だけで判断するのではなく、ごみ自体を減量するための「環境教育施設」と位置づけ、町内に建設し、活用する姿勢に転換されることを求めるものです。そこで質問します。

①御所・田原本環境衛生事務組合への五條市の参入、建設予定地地元承認と変更、資源ごみ処理方法について説明願いたい。

②お金の問題だけでなく環境教育など総合的に判断して、町内建設と、御所市建設とのどちらが優れているのか、明らかにされたい。

③ごみ減量をどのように取り組まれるのか。

これまでの答弁のように「一長一短がある」と抽象的な表現で済まされるのではなく、具体的な「優れている点」「劣っている点」として答弁いただくことを期待

しまして、この場での質問を終わります。再質問は自席でさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時08分 休憩

午後1時01分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 3番、森議員の第2番目、ごみ対策についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の御所・田原本環境衛生事務組合への五條市の参入、建設予定地地元承認と変更、資源ごみ処理方法についてのご質問でございますが、事務組合への五條市の参入につきましては、早期再編成を目指し、事務的打ち合わせを行っております。地元から建設同意をした上で、組合形成に取り組むよう要望があることから、早期実現に向け交渉を進めているところであります。

建設予定地につきましては、御所クリーンセンター敷地内が建設予定地ですが、地元自治会から予定地は民家に近いことから、「現有施設地」との条件もあることから地元とも十分協議してまいります。

資源ごみ処理方法につきましては、年間処理経費を試算しますと「2市1町」で7,500万円程度となり、うち本町の負担経費は2,500万円程度となります。民間委託処理と比較いたしますと800万円程度、民間委託処理が安価となることから、資源ごみについては引き続き民間委託と考えております。

環境教育につきましては、森議員がお述べのように、ごみに対する意識を高めてもらうため、子どもたちに現場を見て感じてもらうことは大切であると私も思っております。

現在、小学校4年生の児童が水道施設や清掃工場を見学していますが、清掃工場はなくなりますが、他の施設として、ごみ集積場、新たに建設する中継所の見学な

どが考えられます。

ごみ集積場は、ごみの量や種類、ごみ収集車の仕組みや作業の様子を調べることができます。また、ごみ集積場から最終処分場までの運搬・処理のビデオなどを見てもらい、人と環境との関わりを考えてもらえるのではないのでしょうか。

次に、第2点目のお金の問題だけではなく、環境教育など総合的に判断して、町内建設と御所市建設とのどちらが優れているのかとのご質問でございますが、これまでお答えしておりますように、建設費や維持管理費などを考慮し、御所市での広域化建設を目指すものでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

（教育部長 福井良昌君 登壇）

○教育部長（福井良昌君） それでは第1番目、「中学校給食」についての第1点目の「親の冷たさを毎日実感させることは教育的配慮に欠けるではありませんか」と、第2点目の「食べたこともないのに味を理解せよと説教することが食育ですか」についてのご質問にお答えいたします。

中学校の昼食につきましては、先ほど西川議員のご質問にお答えいたしましたとおり、何かの理由で弁当を持参できない生徒に対しては、栄養のバランスや摂取量に配慮したスクールランチを提供してまいります。

学校での食育の推進につきましては、学校・家庭・地域が連携して推進していくことが必要でございます。今後とも家庭科や保健体育などの教科及び特別活動における他の活動など、学校の教育活動全体で取り組んでまいります。

次に、第3点目の「愛情弁当は県下でわずか6校だけになります。まだ、愛情弁当にこだわりますか、給食に踏み切られますか」についてのご質問にお答えいたします。

中学校給食の実施は全く考えておりません。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 第2番目、「ごみ対策について」のご質問にお答え

をいたします。

第3点目の「ごみ減量をどのように取り組まれているのか」のご質問でございますが、平成14年度から平成18年度は8,800トン前後で推移しておりましたが、燃えるごみの有料化や資源ごみの分別化などを実施したことにより、平成19年度に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で計画した家庭からの排出ごみ量、平成21年度は7,872トンに比べ7,334トン、平成22年度は計画7,820トンに対し7,204トンと減少しておりますが、平成23年度の排出量が7,290トン見込まれることから、ここ3年間は計画値を下回っているものの横ばいの状況にあります。

住民の皆様には、ごみ減量化並びに資源回収に伴う分別等にご協力願っているところでございます。しかし、すべてにおいて正しい分別がなされていないのも現実でございます。このことを踏まえ、ごみ排出者に対して、ごみ減量化の必要性並びに意識向上を図り、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を基本として、徹底したごみの分別、減量化を進めてまいります。

それに伴い、平成24年度からは清掃工場へ直接持ち込まれるごみの検査を強化してまいります。また、直接搬入事業者等には、平成23年度のごみ搬入量を基本とした減量数量の報告を求め、事業者自らの責任においてごみの減量化を推進するよう指導等を行い、ごみの減量化に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） ご答弁ありがとうございます。

給食のことですが、子どもから注文をとって弁当業者から配食されるという配食弁当の栄養価というのは、先ほども「豊かな栄養価」というふうにおっしゃってましたので、中学生に必要なカロリー、具体的にこのお弁当が何カロリーぐらいあるのかというのを示していただきたいと思います。

それと、もう1つはごみの問題ですが、小学校4年生が見学しているとのことですが、やはり清掃工場の見学は、もし御所になった場合はしないということですね。それは非常に残念です。

『百聞は一見にしかず』のことわざどおり、ビデオなどでは、現場の匂いとか、

ほこり、熱さなど、本当の清掃工場が認識できず、生きた学習とは言えないのではないのでしょうか。本当に学習がばっちりとできるということが言えますか、ということをお聞きしたいです。

もう1つ、産業建設部長にお聞きしたいんですが、今ごみの減量化で具体的にどういう方法をとっておられるのか。そして将来にわたって、どのような考えで、どのような取り組みをされていこうとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） どのように注文をとっていくかという方法、当然内容につきましても小学校の業務委託ということで導入する方向で決めさせていただいておりますので、その内容について、栄養のバランスについては、これから詳しく検討して、いいものを提供していきたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 小学校4年生の児童がごみ処理の問題について、先ほども答弁がございましたように、今までは水道とか清掃工場を見学していただいています。今後は清掃工場がなくなると言ってますけども、田原本町から今度は御所に移転しますけれども、その場合、また教育問題になれば、今後御所に教育委員会のほうからでも、もしか見学させてほしいとなれば、またそれも考える余地があると思います。そういうことでございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） ごみの減量についてでございますけれども、先ほど述べましたように、徹底的に分別をいたしまして、ごみの減量化を進めてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） ありがとうございます。

給食のほうのことなんですけれども、まだカロリーなどというのが具体的に出ていないということなんです。そういう細かいところまでの計画とか、そういうものを出さなければ、何かただのコンビニ弁当とあんまり変わらないというような

状態になるのじゃないかと私は心配しております。

「配食弁当」、それから「弁当給食」という名で、何かちょっとごまかしていくのじゃないかなという懸念もあります。県下でわずか6校だけになろうとしている今、本町が学校給食に踏み切れない理由というのが、まだ私には理解できないんです。親御さんも強く要望されてます。

もう一度聞きます。どうして本町は本来の学校給食というのができないのですか、という点でお答え願いたいと思います。

それと、今、産業建設部長に答弁していただきましたが、「徹底的に」ということは具体的にどういうふうになされているんですか、将来はどういうふうになろうかと思っているんですかという質問には答えてないと思います。「徹底的に」という言葉だけではわかりません。できたら、もう一度答えてもらいたいと思います。

それとごみ問題は、私たちはこうして議員として議会で質問し、答弁をいただいているので内容はわかりますが、議員だけが納得してもだめだと思えます。町民の方々の賛成、反対、またいい知恵や意見を聞きながら進めるのは今後にとっても大切なことではないかと思えます。

西川議員の先ほどの質問にもお答えされてたように、町民の方々にも説明されることですが、具体的にどういう方法をとって説明しようとしているのか。例えば校区別にでも説明会を開くとかという予定があるのか。そこら辺の具体的な策というものをお聞きしたいと思えますので、お願いします。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） コンビニ弁当というのを悪く言うわけではございませんけれども、議員のお言葉をお借りした、その「コンビニ弁当」というようなことは考えておりません。栄養価を十分考えたものを提供していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 先ほどもお答えいたしましたように、基本計画の基本にのっとり、徹底した分別、資源回収、それと持ち込みごみの検査等を行いまし、分別をして減量に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 校区別は説明する気があるのかないのか。産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） ごみの減量化につきましては、先ほど申し上げていますように基本計画がございます。それに基づきまして、広報等でより周知して減量していきたいと思っています。

それと、またそういう資源団体がございますので、そちらにもお願いして分別等して、これらを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、3番、森議員の質問を打ち切ります。

続きまして、11番、松本美也子議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 議長のお許しをいただきまして、通告どおり一般質問をさせていただきます。

第1項目めといたしまして、防災教育についてお尋ねいたします。

2011年3月11日の東日本大震災から、間もなく1年になろうとしています。同年7月11日に「東日本大震災を受けた防災教育、防災管理等に関する有識者会議」が設置されて、同年9月に中間取りまとめが公表されました。内容は、2004年から片田教授が釜石市の子どもたちに行ってきた津波防災教育のとおり釜石の子どもたちは実行して、東日本大震災での大津波から生存率99.8%を勝ち取り、片田教授の教えどおり、自らの命を守り抜くための主体的行動が地域の多くの命を救うという実体験を通して、課題のまとめとなっております。その会議のメンバーでもあり、岩手県釜石市で2004年から津波防災教育に携わってこられた群馬大学大学院工学研究科教授、広域首都圏防災研究センター長、片田敏孝氏の講演を本年2月11日に檀原市で聞かせていただきました。その内容をご紹介します。

地震発生時の3月11日午後2時46分、釜石東中学校は既に授業が終了し、1年生から3年生の210人ほどの生徒たちは部活動を行ったり、校庭で課外活動を行うなど、校内あちらこちらで放課後の活動をしていました。そこに今回の地震が襲います。釜石では震度6弱を観測いたしました。長く、非常に強い揺れに襲われるとともに、校内は停電。校長先生の留守を預かっていた教頭先生が、校内放送で

学校に残っている生徒全員に避難を呼びかけようといしましたが、停電のため放送機器は作動いたしません。そこでハンドマイクで避難を呼びかけようと窓を開け校庭を見たところ、校庭に地割れが走っていました。そして、事の重大さを察知したサッカー部員たちが「津波が来るぞ！逃げろ」と大声で叫びながら、あらかじめ決めておいた避難場所である老人介護施設「ございしょの里」へ向かって一目散に避難を始めていました。位置を隣接する鵜住居小学校は、5時間目の授業終了直前でした。学校には1年生から6年生まで約360人の子どもたちがいました。その日は雪が降っており大変寒かったのと、小学校の校舎は耐震補強工事が完了したばかりだったので、先生方は校舎にとどまった方が安全だろうと判断、校舎の3階に避難させたのです。すると先ほどのサッカー部の生徒たちの呼びかけに応じて避難を始めた釜石東中学校の生徒たちが、小学校に向けて「津波が来るぞ、逃げろ！」と叫びながら小学校のグラウンドを駆け抜け、河口から反対側の南の山の方へ向かって全力で走っていく姿を見て、小学校の先生方は我に返り、子どもたちに「逃げろ！」、「走れ！」と叫ぶとともに一斉に校舎の階段を駆け下り、中学生と合流し、700m離れた老人介護施設「ございしょの里」を目指して走りました。津波に襲われるかもしれないという恐怖の中、泣きじゃくる小学生の手を引きながら必死に走り「ございしょの里」に集まった生徒たちは、建物の脇のがけが崩れかけているのを発見。そのまま「ございしょの里」で待機していれば、山崩れが児童・生徒を襲うおそれがある。中学生が「先生、ここも危険だからもっと高いところへ避難しよう」と進言。「ございしょの里」から400mほど南の老人施設に向かって、鵜住居小学校と釜石東中学校の児童及び生徒、「ございしょの里」の職員と入所者、近所の住民など合わせて700人ほどが老人福祉施設に向けてさらに避難を始める。既に地震発生から30分が経過。振り返れば大津波が防潮堤を破壊し、両校の校舎を丸ごと飲み込み、轟音と土煙を上げて「ございしょの里」に襲いかかろうとしていました。一刻の猶予もありません。老人福祉施設へ向かう坂を、中学生は小学生の手を引きながら一心不乱に走りました。その途中で彼らは、近所の鵜住居保育園から園児を連れて避難する保育士たちに遭遇。中学生たちはここでもふだんの教えどおり「助ける人」として懸命に赤ちゃんを抱っこしたり、おんぶしたり、園児を乗せた乳母車を押している保育士を手分けして助けながら、必死に避難しました。

大挙して避難する子どもたちの姿を見て、近所に住んでいる大人たちや高齢者たちも「これはただごとではない」と認識、避難のために道に出ていました。子どもたちは高齢者の車いすを押すなどの支援をしながら、避難しました。全員が老人福祉施設に到着して30秒ほど後、「ございしょの里」をのみこんだ津波は、老人福祉施設の目前まで迫り、そして止まりました。そのとき列の最後尾にいた児童は老人福祉施設にたどり着く前に津波に追いつかれ、足元をさらわれそうになった瞬間、山を駆け上がり、間一髪で難を逃れました。最終的に、子どもたちはさらに高台にある石材店まで避難をしました。釜石市内には14の小・中学校があります。3月11日午後2時46分の段階で、子どもたちを家に帰っていた学校は3校ありました。釜石小学校では7割の子どもも既に帰宅。それでもふだんの防災教育の知識、知恵を生かし、自分たちの力で避難をし、震災から2日後の3月13日午後、児童・生徒184人の全員の無事を確認できました。こうして3,000人近い小・中学校の児童・生徒のうち、震災当時学校管理下になかった5人を除く全員が津波の難を逃れました。生存率99.8%、これは2004年から釜石市の小・中学校で先生方とともに取り組んできた津波防災教育の教えを、現実の津波を前に見事に実践してくれた子どもたちの素晴らしい頑張りによるものだと言われ、片田教授は誇らしく、熱く語っておられました。

片田教授が釜石の津波防災で伝えてきたことは、大いなる自然の恵みに畏敬の念を持ち、行政に委ねることなく、自らの命を守ることに主体的たれ、①想定にとらわれるな。相手は自然、想定を超える事態も当然あり得る。ハザードマップは、あくまでも想定に過ぎない。②その状況下において最善を尽くせ。「ここまでくれば大丈夫」ではなく、自分の命を守るためにそのとき自分ができる最善のことをする。③率先避難者たれ。いざというときにはまず自分が率先して避難すること。その姿を見て他の人も避難することになり、結果的に多くの人を救うことが可能になる、との避難三原則であり、自分の命を守るのは行政でも国でもなく、自分だという主体性を強く持つことを徹底して教えました。

2004年からの釜石での津波防災教育について、少し紹介をさせていただきます。犠牲者ゼロを目指した津波防災教育の必要性を痛感して、2004年から釜石での津波防災教育がスタートいたします。防災講演会に来るのはいつも同じ人、来

ない人にこそ防災意識の啓発が必要、学校で防災教育をしようと思われました。津波防災教育を受けた小学生の子どもたちが中学生、高校生になり、10年たてば最初に教えた子どもは成人し、大人になり、さらに10年がたてば家庭を持ち、親になり、防災意識の高い家庭ができる。子どもたちを通じて親の防災意識を変えていくことができる。子どもたちへの防災教育を行うためには、まず学校の先生の教育が必要だとの結論に至り、先生向けの防災講演会を実施する。当初は釜石市の学校の先生の約半数が内陸部の出身ということでもあり、津波への関心へは薄く、危機感もなく、教育の現場は多忙で津波防災教育どころではないという雰囲気だったそうです。「教育も大事だと思うが、それはすべて自分の命があつてのこと。何よりも自分の命を自分で守ることができる子どもたちであることがまず大切ではないか」と津波防災教育の重要性を訴え、学校の先生への防災教育がスタートいたします。2006年、2008年に2回の防災講演を実施、2008年度には文部科学省の防災教育支援モデル地域事業に採択をされております。2010年3月、「釜石市津波防災教育のための手引き」を作成。90ページに及ぶこの手引きは、ワーキンググループの先生方が2008年から2年がかりで取り組んで完成させたものです。手引きの特徴は、ふだんの授業に津波を取り入れて社会の授業に釜石と津波を題材にしたり、算数や数学でも津波の早さを使った問題を出しております。小・中学校9年間に学ぶ津波防災教育をまとめているため、子どもたちは釜石市内のどこの学校で学んだとしても、津波に関する知識や知恵を毎年積み重ねていくことができるのです。手引きの冒頭にも釜石市教育長の言葉として、「釜石市の津波防災教育の目的は、今日明日にでも発生するかもしれない大地震とそれに伴う津波に備え、子どもたちが『自分の命は自分で守ることのできるチカラ』を身につけることです」とあります。釜石で津波防災教育を受けた子どもたちは、中学生になるころにはそれまでの学年ごとの津波防災教育によって既に津波防災に関しての知識や知恵を十分に持っており、自分の判断で避難することができるようになり、体力的には充実する時期になっています。中学校の周辺地域は高齢化が進み、日中は高齢者と子どもたちばかり。ほとんどの大人は職場に出かけ、高校生は市街地の学校に通っています。中学生には「地域のために自分たちができることは何か」を考えさせ、自分たちはもはや「助けられる人」ではなく「助ける人」になるのだという自覚を促し、

中学生たちは実際に「助ける立場」になって、震災前から既にさまざまな活動を実践してきました。釜石東中学校は「ぼうさい甲子園」（毎日新聞社、兵庫県など主催）で2009年、2010年2年連続で優秀賞を受賞。自宅から避難したことが一目でわかるという安否札も、女子生徒のアイデアで全校生徒が手作りで作成。主に地域の一人暮らしの高齢者の家を訪ねて、使い方を説明して配付。生徒たちは、地域にたくさんの高齢者が住んでいることを身をもって知り、地域社会の一員としての自覚が高まったといえます。釜石東中学校では、隣接する鶴住居小学校の子どもたちとの合同避難訓練を定期的実施。両校はハザードマップでは浸水想定区域の外側にありますが、海岸に近いということで津波の被害を受ける可能性が高かったからです。また授業参観を利用して保護者への防災講演会を開催し、その後帰宅途中に地震が発生したことを想定して訓練を実施。「津波てんでんこ」の教えが、子どもを介して大人にまでちゃんと行き届いていました。子どものことは心配だけれども、子どもはきっと自分で避難してくれていると信じて、親も自分の命を一生懸命に守り、後で子どもを迎えに行くというように、家族同士が信頼し合っていることが結果として家族全体を守ることにつながりました。いざというときに子どもたちの避難に協力してくれる家を募り、子ども津波避難の家のステッカーを玄関に貼ってもらい、地域にも津波防災教育を波及させました。

以上、釜石の子どもたちの実体験と片田教授の講演内容と書籍「『子どもたちに生き抜く力』を～釜石の事例に学ぶ防災教育～」の中から抜粋させていただき、お伝えをさせていただきました。

そこでお尋ねをいたします。防災教育について、①自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育について、②学校における教職員等へ研修について、③自治体の防災担当部局との学校防災についての連携体制について、④地域、家庭との連携の取り組みについて、お尋ねをいたします。担当課のお考えをお聞かせください。

第2項目めといたしまして、高齢者や障がいのある人たちがかかりつけ医や服薬内容など、救急時に必要な情報を冷蔵庫で保管する「救急医療情報キット」の導入についてお尋ねをいたします。

「キット」はもともと米国ワシントン州で始まり、日本では東京都港区が200

8年度に初めて導入されたと伺っております。以来多くの自治体で導入、実施されているようです。健康保険証やかかりつけ医療機関、診察券のコピー、服薬、緊急連絡先等々の情報をカプセルに入れて、自宅の冷蔵庫に保管をいたします。ひとり暮らしの高齢者が倒れて救急隊員が駆け付けた際にも、本人との意思疎通が難しい場合でも、冷蔵庫の中のカプセルを見つければ必要な情報が得られ、適切な処置、救急活動につながります。配付世帯には、記入する書類、書類を入れるカプセルと地元消防と連携をしていただき、救急隊員がカプセルを見つけやすいように玄関の内側と冷蔵庫の扉に貼るシールも同時に配付をされています。配付は、対象の高齢者に民生児童委員の方や町の社会福祉協議会の皆様にご協力をいただいているようです。緊急時、災害時の支援として必要不可欠な「救急医療情報キット」（命を守るカプセル）を本町においてもぜひとも導入していただきたく、質問をさせていただきました。担当課のお考えをお聞かせください。

第3項目めといたしまして、第一体育館についてお尋ねをいたします。

昭和38年に建築された第一体育館は半世紀もの長い間、田原本町の子どもから大人まで多くの皆様に幅広くご利用いただいております。最近は傷みもあちこちで見られ、今後ご利用いただくのは危険だのご判断されたようですが、①現在の利用状況及び利用されている方への今後の対応について、そして跡地利用についてお尋ねをいたします。

長時間にわたり、ご静聴ありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。場合によりましては自席にて再質問をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

（教育部長 福井良昌君 登壇）

○教育部長（福井良昌君） それでは11番、松本美也子議員の第1番目、防災教育についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育についてのご質問でございますが、まず初めに本町の平成24年度田原本町「学校教育の指導方針」の中で、防災教育の重要性を次のように捉えております。「今日的な教育課題に対応するため、安全教育の充実に向けて取り組み、中でも災害等から命や身を守る実

実践的な防災教育を含めた安全教育は、喫緊の課題と捉えている。」としております。具体的には、子どもたちが自然災害や犯罪、事故等の危険から身を守るために危険予測の能力を高め、危機回避の力を身に付けられるよう実践的な防災教育を含めた安全教育の充実を図ってまいりますとともに、各園・学校において、教育活動全体を通じて体系的、継続的に防災教育を展開し、防災訓練の実施回数を増やすなど、児童生徒等の防災力を高める取り組みを充実させてまいります。

次に第2点目の学校における教職員等への研修についてのご質問でございますが、教職員の危機管理意識の向上と危機対応実践力を高めるため、防災教育等の研修のより一層の充実を図ることを各園・学校に指示し、研修に努めてまいります。

また、児童・生徒等を地震災害から守るために、学校（園）が何をすべきかについて初動体制を含めた危機管理等の観点から整理し、地震災害等発生時の安全確保について対策を講じてまいります。

次に第3点目の自治体の防災担当部局との学校防災についての連携体制についてのご質問でございますが、現在本町のすべての学校が災害時の避難場所として指定され、また災害備蓄品を保管しております。田原本町地域防災計画に基づいた避難訓練や学校施設設備の安全点検等、実践的な活動について防災担当者との指導、助言を受けるなど、再確認、再検討をしております。

次に第4点目の地域、家庭との連携の取り組みについてのご質問でございますが、児童・生徒等の安全を確保するために、保護者・地域等と日ごろから十分な連携を図り、協力体制を築いておくよう努めてまいります。当然ですけれども、今後とも子どもたちの命を守るということを最重点課題と位置づけ、各園・校、各種団体、地域社会との連携を大切にしながら防災教育の充実に努めてまいります。

次に第3番目、第一体育館についての第1点目の現在の利用状況についてのご質問にお答えいたします。体操、バドミントン、バスケットボール、バレーボール、剣道、空手など、平成22年度では723件、2万9,371名で、平成23年度の1月末現在では598件で2万3,572人の利用がございました。

次に第2点目の利用されている方への今後の対応についてのご質問でございますが、第一体育館は昭和38年5月に建設され、現在48年が経過し老朽化が著しく、

耐震診断の結果においても補強措置が必要であるとの判定が出ています。このことから、町民の健康増進を図るスポーツ施設として今後は中央体育館、第二体育館へ振りかえ、小・中学校の体育施設の開放を推進するとともに中央体育館の空きスペース等に体操などの競技が行える鉄棒等の器具の設置や、トレーニング室に床マットを敷くなどの機能拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に第3点目の跡地利用についてのご質問でございますが、今後とも、第一体育館は安全面に考慮しながら使用に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 第2番目、高齢者や障がいのある人たちがかかりつけ医や服薬内容など、緊急時に必要な情報を冷蔵庫に保管する救急医療情報キットの導入についてのご質問にお答えいたします。

救急医療情報キットにつきましては、緊急時や災害時に個人の医療的な情報や緊急時の連絡先等を容器に入れて冷蔵庫に保管し、緊急時に対応がとれるようにするための情報共有キットであると把握しているところでございます。本町におきましての緊急時での対応といたしましては、ひとり暮らし高齢者等への緊急通報装置の設置を実施しているところでございます。また、現在整備を進めておりますひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、要介護認定者、障がい者の方などへ緊急時支援対策といたしまして災害時等要援護者台帳の整備を行って、緊急時の連絡先等を取りまとめ、自治会、民生委員、地域支援員、消防関係、警察などの関係機関と情報の共有が図れるよう進めているところでございます。

議員からご提案いただいております救急医療情報キットにつきましては、県内の一部の市町で導入され始めているところで、本町におきましても災害時等で緊急時対策の一つとして災害時要支援台帳ともタイアップをできるよう関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございます。

防災教育については、まずこれからということもあるかと思えます。質問の中にも文章の中で質問させていただいたとおり、去年の7月11日にこの東日本大震災を受けた防災教育、防災管理等に関する有識者会議が設置されて、9月に中間取りまとめが行われたところですので、国としてもこれをベースにして平成24年度の予算で教職員向けの参考資料も今後つくられるようです。平成10年の防災教育の展開を改定して全国の学校等へ配付するとありますので、職員の方にはこれが必ず来るかと思えますので、これが来た時点で一緒に検討していただきたいと思えます。

そして、何をいつまでにどうするかという、子どもたちが自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育にどういう計画を立てていくかというのも具体的に何もお答えしていただけてないということは、これからということでも理解していいのかということが1点ですね。

私たち田原本町においては、ここにいる限りは津波に遭うことはないと思えます。でも子どもたちは5年、10年後、20年後、どこの大学に行って、どこに就職をして、どこに住んでるかもしれませんし、また海の近くに遊びに行ってる途中で地震が起きて津波に遭うやもしれません。だから、うちの防災計画にはあまり津波のことは入っていないと思えます。でも子どもたちの教育をするのに、ぜひとも津波の教育を必ず入れていただきたいと思えますので、その点もお願いを、お聞きをしたいと思います。

いずれにしても、東南海・南海地震、そしてゲリラ豪雨、それから台風も皆さんもご存じのように地球温暖化で海水の温度が上がっておりまして、台風が日本へ近づくにつれて大きな勢力になっている昨今でございます。私たち田原本町におきましては、いろんな災害を想定して子どもたちに防災教育をしていかなければいけないところもございしますが、どうか子どもたちの命を、自らの命を自らで守るという防災教育をお願いをしたいと存じます。

もう1点は、本町におきまして昭和57年の台風10号と平成10年9月の台風7号で、この田原本町も大きな被害がありましたけど、それ以後警報が鳴ったとしてもほとんど回避をされています。たぶん、今防災無線をつけていただいたんですけど、警報が出たり、この防災無線で避難を勧告したとしても、今の子どもたちも親たちも、そして地域の方も逃げないということがあり得るかと思えます。この

点についても子どもたちから発信をしていただいで、必ず警報が鳴り、また防災無線が鳴れば、まず逃げるということから身につけていく教育をお願いしたいと思います。その点について、まずお伺いしたいと思います。

それともう1点ですね。この2月27日から3月2日まで我が公明党奈良県本部においても我が地域の防災総点検運動の調査をさせていただき、各学校に調査に応じてのアンケートにご協力をいただいで、私も4校行かせていただきました。私が質問した3、4においては各校長先生も「これからだ」というふうにおっしゃってましたので、その点ももう一度確認をさせていただきたいと思いますので、お答えをいただきたいと思います。

それから2点目なんですけれども、第一体育館の件ですけれども。補強措置が必要であるとの判定が出ているとあり、また「中央体育館、第二体育館へ振りかえをしながら、今後とも安全面に考慮しながら使用に努めてまいります」とはどのようなことなのか、再度お聞きをしたいと思います。いつまでに、安全面に考慮しながら使用するのか、それともその後大改修する予定があるのか、それともまだ検討中なのか、どのように理解したらいいのか、もう一度整理をしてご答弁をお願いしたいと思います。

それと3施設が2施設になるわけですから、当然ご利用されてる方は利用頻度が少なくなつてご不自由をかけるのは当然であると思います。その中でも田原本町の現状をご理解いただいで、少しでも気持ちよくお使いいただくように、まずは申し込み方法を今までのようではいろいろご不自由をかけると思います。今まで使つた方、これからご利用される方も増えると思います。その中で、一部の方が固まつて利用することのないように、申し込み方法においてもご検討いただけないかということが1点。そして第一体育館でご利用いただいでた、答弁の中にはございませんでしたけど、フットサルのグループが第一体育館でご利用いただいでた方が、たぶん第二体育館に移られると思うんですね。現地を私も見せていただいたんですけど、フットサルをする場合、周りの壁にボールが当たる可能性も十分あると思います。第二体育館を見せていただいたら、2階の手すりのところから天井まではネットが張られています。その下に手すりを利用してネットを張っていただくことは可能なのか、お聞かせいただきたいと思います。それはなぜかといえば、やっぱりあ

と中央体育館と第二体育館しかない。第二体育館もそんなに新しい体育館ではありませんよね。やっぱりこれを大事に使っていこうと思ったら、少しでもそういうリスクがないように、少ないリスクでやっていかないといけないと思いますので、その点可能かどうかお聞きしたいと思います。

第3次総合計画に第3節「スポーツ、レクリエーション活動の中で、施策としてスポーツに親しむ環境の整備の中でいつでも、どこでも、だれでもスポーツができる環境を整えます。一層スポーツ振興を図ることにより、21世紀における明るく、豊かで、活力ある社会の実現を推進します。」と明記していただいておりますし、また「スポーツを通じて住民が交流を深めていくことは健康づくりにつながるだけでなく」、中略をさせていただいて、後半、「地域社会の再生にもつながる」とも明記をされております。今後ご利用いただく方、また今現在ご利用いただいている方にも町民の皆様に広くご意見、ご要望をお聞きしていただきまして、今後の体育館のあり方においても検討していくようであれば、きちんと検討委員会を設置して、お考えいただければと思います。その点についてもお聞きをいたします。

最後はキットについてですが、これに関しては進めていただけるということなので、再質問はさせていただきます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） 先ほど申しました防災教育について、今後どうするかということでの充実を図っていくということで、方向性をあくまで述べたものでございまして、事業について具体的な今後の実施については今後県並びに国等の文書を踏まえた中で考えていきたいという考えをしております。

それと防災無線につきましては担当部局とまた協議させていただいて、学校の先生方並びにどういう活用を今後やっていくのか説明願いました中で、子どもたちに先生のほうからまた連絡なり、指導していただくという形をとってまいりたいと考えております。

それと第一体育館から中央体育館、それと第二体育館への移りかわりという形でございますが。耐震補強も必要であるということから安全面に対応するための移行措置でございまして、今後の予定といたしましては各種団体、利用されてる各種団

体に4月、5月の段階でそういう説明をさせていただいた中で、改修も伴ってくる
ことですから、中央体育館の体操設備をできる設備等も一部つけていく関係もござ
いますので、それをできると同時に移行できるような形をとっていきたいというこ
とで、平成24年度中にはできたら移行できたらなという考えはしております。そ
の間は今の状況の中で使っていくということで、あとの利用をどうするかというこ
とは今現在考えておりません。

それと中央体育館での有効利用を図っていく中での防球ネット等の設置でござい
ますが、それについても一応備品等で購入いたしまして、体育館の面的な有効利用
を図るような措置をとっていきたいという面も考えております。

以上です。（「フットサルのネット」と松本美也子議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） それと防災教育を入れてほしいとか、津波に対しての教育を
入れてほしいとかいうその答弁が抜けてるのと違うかな。

○教育部長（福井良昌君） 地震、台風とかそれだけではなく、津波も含んだ面での
教育をしていくということには当初から一応考えております。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） フットサルの第二体育館にネットが可能かどうかという
のと、申し込み方法の検討はご答弁いただきましたか。私が聞き漏らしたんですか。

○教育部長（福井良昌君） その辺もあわせて。

○議長（松本宗弘君） それで3度目になりますよ。（「はい。漏れてたんで」と松
本美也子議員呼ぶ）

以上をもちまして、11番、松本美也子議員の質問を打ち切ります。

続きますして、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） お昼を食べて、大変心地よい状況になってきまして、ちょっ
と私も締まっていかないといけないと思うんですけども、お休みになりたい方はし
ていただいても結構ですので、前では元気いっぱい発言させていただくので、よろ
しくをお願いします。

まず今回、3点について質問させていただきます。まず最初は、まちづくりの課
題についてであります。

これまで多くの町で、製造業を中心とした企業誘致を推進されてきました。ところがバブル崩壊、経済のグローバル化、リーマンショックなどを経験し、各地で事業所数、従業員数、出荷額が1991年以降大幅に減少しています。これまでの誘致工場に頼った産業施策の限界が明確になってきていると言われていています。まちづくりで、活気のある工場の集約、働く場所を確保することは大切です。しかし製造業の海外移転の流れは大きく、この流れに抗して製造業を誘致することは至難の業です。町長は田原本インターチェンジ周辺地域を準工業地域に指定し、企業誘致を図りたいと進めてこられました。今年度当初から、補助金等条例を整備されて取り組んでこられました。

そこで質問します。製造業で本町に進出を決めた企業はありましたか。あわせて、本町の製造業者の推移を明らかにされたい。

本町の人口はここ数年減少してきています。その理由は、18歳と22歳の就職するときに多くの青年が転出します。そのため本町に転入される方が、転出する人数に及ばない状態が続くと人口は減少します。人口減少で悩んでおられる自治体では、若年者定住対策として住宅政策、保育料等の減免等の子育て支援策に取り組んでおられます。幸い本町は交通の要衝に位置しており、電車でも自動車でも移動が便利であることから、仕事先は町外であっても、住みやすかったらベッドタウンとしての役割を果たすことができます。その点では、子育て世代が「住みやすい町」として選択する対象に選ばれると、若者が住みたくなる町として、子育て世代を中心に転入者が増えてきます。

そこで質問します。本町は子育て世代に魅力あるどのような施策を実施されていますか。

長野県のある村の職員が、村づくりに取り組む前にこれまでの村の状態を分析した文書に次のようなものがありました。少し紹介します。まず、明確になっていない村づくりの方向性として、①予算編成における幹部と職員の議論不足、②村の総合計画の内容を職員が理解していない、③村の重点事業や施策が体系づけられていない、④役場で新たな企画や施策についての議論が少ない。2番目に危機感の欠如として、①「とりあえず交付税が確保されればいい」という甘い見込み、②交付税が厳しくなる見込みがありながら、具体的な対策を講じない。3番目に、トップ

(村長)と職員の意識の乖離。その内容は①トップダウンの傾向が強く、職員の話聞き入れてもらえない、その結果、職員の前向きな姿勢が育たない。4番目として住民との対話不足、①過去に住民との直接対話の場を設けたことはなく、開催しても参加者が少ない。このように分析しておられました。その後、徹底した情報公開と説明責任を果たす姿勢に転換されました。

そこで我が町のほうに移りたいと思いますが、町長は5年前、「住みやすい元気いっぱい町」を目指し、①生涯学習の推進、②産業振興、③情報公開の推進、④観光の推進、⑤環境対策、⑥地域の安全を挙げておられました。残念ながら、子育て施策は語られませんでした。「あすを担う子ども達の教育環境整備は、積極的に取り組んでまいります」と述べておられました。また産業の振興については、「活力ある企業の育成、地産地消の積極的推進による農業の振興、駅前整備事業による商業の発展」と述べておられました。企業誘致は入っていませんでした。

そこで質問します。町長のまちづくりの基本は何で、この間ぶれていませんか。職員の理解は深まっていますか。答弁を求めます。

2月広報に、成人式を迎えた青年たちの声が載っていました。ほとんどの青年が、「田原本はよい町だ」と発言していました。私もそうだと思います。都会ではありませんが、田んぼがたくさんあり、小学校単位でのまとまりがあり、落ち着きたい町です。そしたら具体的にどこが良いのか。私は、一昨年から本町でできたお米をあっせんしています。目的は、この町で収穫されたお米がおいしいことをたくさんの方に知っていただきたいからです。「田原本町のお米は、汚い水を使っているからまずい」といううわさがありますが、食べていただいた多くの方からは「おいしい」という返事が返ってきました。これは一例ですが、他にも地元で当たり前だから特別に「これは！」と思っておられないものはたくさんあります。今取り組まなければならないことは、まず最初に住民一人ひとりの方が「田原本町」を再発見することから、まちづくりは始まると私は思います。そして、田原本町に住み続けることを幸せだと感じる町にすることが大切です。

そこで質問します。町長は、どんな「田原本町のええところ」を認識されていますか。どのように、田原本のよさを再確認する取り組みをされていますか。住んでおられる方々が「ええ町やで！」と自信を持って言える町にするためにも、トップ

ダウンではなく職員、住民一人ひとりの方に考えてもらい、田原本に住んでいてよかったですと言えるまちづくりをする。それに加えて、町外から「住みたい」と引っ越して来られる町になるよう、具体的な施策を実施されることを求めるものです。

2番目に、国民健康保険について質問させていただきます。

国民健康保険は、社会保障及び国民保健の向上を目的に、他の保健に加入しない全住民に医療を給付する制度として1958年法律が制定されました。「国民皆保険」を実現する、憲法第25条にもとづく社会保障制度です。まず最初に、確認します。国民健康保険制度は、相互扶助制度ではなく社会保障制度だと認識されておられますか。本町の国保税滞納世帯は、677世帯、14.5%に達しています。そのため、短期保険証交付世帯は87世帯。保険証未交付世帯は141世帯もあります。「国民皆保険制度」でありながら、医療を受けられない世帯が141世帯もあることとなります。県内の国保税額を比較した資料を見ると、モデルケースの比較では所得額100万円で県下第2番目、所得額200万円では3番目に高い国保税となっています。この高い税金が滞納を増やす要因になっています。なぜ国保税が高いのか。少し見ていきます。1983年、昭和58年の国保会計の収入内訳は国保税4億700万円、国庫支出金5億5,200万円、収入合計が10億4,100万円です。総収入のうち、国庫支出金の占める割合は53%ありました。昨年の収入内訳は国保税8億5,200万円、国庫支出金7億5,000万円、収入合計は33億9,800万円です。総収入のうち、国庫支出金の占める割合は22%に減っています。また、この間の国庫支出金が35%増えているだけなのに対し、国保税は倍以上に増えています。国が支出を抑えて足らず分を国保税に求めた結果、「国保税が生活を圧迫するほど高くなった」ということです。

そこで質問します。今紹介しました1983年と昨年の計数は、合っていますか、間違っていますか。

国保加入世帯の平均所得は2000年度以降毎年下がっています。そんな中、国保税が上がって、払いたくても払えない状態になっておられる方がたくさんおられます。それが滞納世帯です。「いざというとき、お医者さんにかかれるようにしておきたい」、国保加入世帯全員の思いです。それにもかかわらず、滞納せざるを得ない。また、国保税は払っているが、お医者さんにかかるお金がない。大変厳しい

実態があります。先日、全日本民主医療機関連合会が発表した調査結果を紹介します。「経済的理由によって医療機関への受診が遅れ、結果として死亡に至ったと考えられる事例が、2011年の1年間で67人に上った。67人のうち42人が国保税を滞納したことによって正規の保険証を取り上げられていて病状が悪化した事例で、25人が正規の保険証を持ちながら窓口負担金を払えないなどの経済的理由によって受診が遅れたと考えられる事例でした」というものです。「国保税等を払えず、命を落とした」こんなことが各地で起こっています。国保制度が、憲法に基づき、国民の医療を受ける権利を保障する制度でありながら、命を奪う制度に変えてしまっています。

そこで質問します。本町は、国保を命を奪う制度に変質させるのか、命を守る制度として維持するのか、答弁を求めます。

国保法には、第77条で「保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができる」と明記されています。国保税が生活を追い詰めていることを重視し、大和高田市と五條市では、一定の所得額に達しない場合は条例で国保税を減額することを決めておられます。またお隣の広陵町では、国保法第44条「一部負担金の減額免除することができる」を根拠に、一定の所得に達しない場合に病院窓口での一部負担金免除制度を準備されています。厚労省も「生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について」という通達を出し、減免制度の活用を勧めています。近隣自治体では、国保加入者の健康を守ろうと独自の取り組みをされています。特定健診の受診率を高めようと費用負担を無料にする制度、また40歳以上の人だけでなく20歳から30歳までの方の健康管理意識を高めようと、若年者健診制度を実施されています。これらの取り組みを見ていると、「住民の健康を守るために町が責任を果たそう」という意気込みが感じられます。本町も、住民の健康に留意されておられると思います。昨年の決算委員会では、特定健診の受診率を引き上げるために主治医の協力を得て、定期検診のデータを特定健診に流用するように努力するとおっしゃっていました。

そこで質問します。一定の所得額に満たない場合の保険税減免制度、または一部負担金減免制度の制定、その他住民の健康を守る取り組みについて所見を求めます。本町が、住民の健康増進に責任を負い、積極的な取り組みをされることを期待しま

す。

3番目として、道路管理について質問します。

町道黒田1号線は、平成12年6月三宅町から「三宅町道路線」として認定したい旨の依頼を受け、同6月議会で承認しています。三宅町道路として認定された道路は、三宅町伴堂790番4先から田原本町黒田59番先までの650メートルのうち、本町内450メートルです。道路法第16条には「市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合には、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統括する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合には、その重複する部分の道路の管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない」と定めています。黒田1号線と三宅町道路は、本町に入ってから近鉄田原本線を越えたあたりまでは重複しています。しかし、それより南部分は道路が分かれています。三宅町道路部分を本町は道路と認定していません。

そこで質問します。三宅町との協議はどうなっていますか。万が一事故等があり裁判となった場合、本町が被告人になるのですか。交渉経過と法的立場について説明を求めます。

以上で私の一般質問を終わります。的確な答弁を期待しております。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 9番、吉田議員の第1番目、まちづくりの課題についてのご質問にお答えをいたします。

第3点目の町長のまちづくりの基本は何で、この間ぶれていませんかのご質問でございますが、私のまちづくりについてのモットーは、まず最初に生涯学習について、子育て支援による少子化対策、食育の推進・学力向上などの教育環境の整備等による「住んでよかったまち」。次に産業振興については、活力ある企業の成長支援を通じた経済財政基盤の強化、野菜や花卉の田原本ブランド開発、地産地消の積極的推進による農業の振興、企業誘致等による「働く場所があるまち」。3つ目の情報公開については、情報公開等による「町民と職員が生き生きと語り合うまち」。4つ目の観光振興については、唐古・鍵遺跡を中心とした歴史的財産を生かしたま

ちづくり、各種イベントによる地域観光資源の充実等による「行ってみたいまち」。5つ目の環境対策については、清掃工場の操業期限を控えた今後、廃棄物の発生の抑制、資源の循環によるリサイクル社会の構築等による「住みよいまち」。6つ目の地域安全については、増加する犯罪に対応するまちづくり、災害発生時の避難計画の充実、減災への取り組み等による「安全で安心して暮らせるまち」です。明日を担う子どもたちのためにこれら6つのモットーを基本として、今後も憧れのまちづくりを総合計画に基づいて推進してまいりたいと考えております。

第4点目の田原本のいいところについては、豊かな自然と歴史が息づく田園文化都市であり、歴史的には古代から近世にいたる遺跡・古道・社寺・地割り・まち並みなどの空間が多く残されているところです。自然環境面では、条里区画された水田、ため池、河川などの豊かな自然が残されており、これらの歴史資源と景観であるとと考えております。

とりわけ本町には弥生時代を代表する唐古・鍵遺跡を始め、有形・無形文化財が多く点在し、特に「古事記」を編さんした太安万侶さん生誕の地として、古事記にまつわる多神社、村屋神社、鏡作神社等多くの歴史的資産があり、この恵まれた豊富な歴史・文化を生かしながら、さらなる発展の可能性を秘めた魅力あるまちであるとと考えております。

本年は、本町が生誕の地とされる太安万侶さんによって「古事記」が編さんされて1300年という節目の年に当たります。奈良県の「記紀・万葉プロジェクト」等と連携を図り、昨年設立された「田原本古事記1300年紀事業実行委員会」を中心に町内各種団体との協働により多様な事業を展開し、多神社を始めとした太安万侶さんや古事記ゆかりの地などの歴史的資産を活用しながら、町の活性化や観光振興につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 第1番目、まちづくりの課題についてのご質問にお答えをいたします。

第1点目の製造業で本町に進出を決めた企業はありましたかのご質問でございますが、本町に進出を決めた企業につきましては、田原本町企業立地促進条例に基づ

く届出を現在2件受理しております。本町の製造業の推移については、工業統計調査によりますと平成17年110事業所でしたが、平成22年は84事業所と5年間で26事業所、約2割強の減少となっております。

次に第3番目の道路管理についてのご質問にお答えをいたします。

三宅町との協議はどうなっていますか、万が一事故等があり裁判となった場合、本町が被告人になるのですか、交渉経過と法的立場について説明を求めますとのご質問でございますが、平成12年5月、三宅町が施工する道路工事において、田原本町地内が工事施工範囲にかかることに対して、両町で区域外における町道認定の協議が行われ、同年6月に田原本町議会において可決され承諾をしております。

この区間の道路改良工事は、三宅町にとって重要な事業と位置づけられております。また工事の状況といたしましては平成12年から着手され、現在は踏切の改修工事が残っている状態でございます。当該区間の重複部分については、実質的管理者は三宅町であります。それによって、田原本町道黒田1号線は消えることはありません。このことは、三宅町も十分認識しておられます。

今後重複部分につきましては、三宅町と協議を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 第1番目、まちづくりの課題についての2点目の「本町は子育て世代に魅力あるどのような施策を実施されていますか」のご質問でございますが、全国的に少子高齢化が急速に進む中、子育てにおいて不安感や孤立感を抱える保護者の増加、家庭や地域の養育力の低下、子どもの育ちの保障の充実など、さまざまな課題への対応が求められており、子育て中の親や子どもを支援する次世代育成の施策の充実を図ることが求められております。こういった中、国の次世代育成支援に関する一連の流れを受け、子どもが健やかに成長することができ、だれもが安心して楽しみながら子育てできる地域を築くため、本町における子どもを取り巻くさまざまな分野の施策を総合的に推進していくことができるよう、平成22年度から平成26年度を計画期間とした「田原本町次世代育成支援後期行動計

画」によりまして、取り組みを行っているところでございます。

施策の一端といたしまして、地域における子育て支援の充実では、乳児全戸訪問事業や1歳6カ月児また3歳児健康診査、子育てに関する相談等の事業に取り組んでおります。

妊娠中の健康管理に必要とされる14回分の健診費用について、妊婦の経済的負担の軽減と適正な受診ができるよう、妊婦健康診査受診費用の一部助成を実施しております。また子ども医療費の一部を助成し、子どもの健康の保持及び福祉の増進を図っております。

子育てと社会参加の両立の支援では通常保育事業、特定保育事業、延長保育事業、病後児保育事業などを実施し保育の充実に努めております。また放課後保護者が不在である家庭の子どもを対象に、遊びと生活の場を提供する学童保育事業を小学校ごとで実施いたしており、来年度からは対象を小学校3年生から4年生までにするこことや、開所時間の拡大を図ったところでございます。

子どもの豊かな成長の支援では、次代の親になるための学習環境の整備や多様な学習環境の充実などに取り組んでおります。

子どもが健やかに育つ安心なまちづくりでは、関係機関などと連携を図りながら犯罪や交通事故から子どもを守るため、安全の確保に取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、すくすくと子どもが育つまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に第2番目、国民健康保険についてのご質問にお答えをいたします。

第1点目の「国民健康保険制度は相互扶助制度ではなく、社会保障制度だと認識されておられますか」のご質問でございますが、我が国の社会保障制度については憲法第25条第2項で、「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定められています。この規定は、まさに国は社会保障の実施の義務を負うものであることを明らかにされているものでありますが、ここに規定されている社会保障という字句は、social security（ソーシャル・セキュリティー）の直訳で、その意味が今日のように確立されていない時期であったため、漠然と書かれたものと考えられていま

す。現在では、この「社会保障」というのは社会保険と理解するのが妥当であると考えられており、現在社会保障の体系の中で、国民健康保険は社会保険の一つとされています。よって国民健康保険は保険の技術を用い、加入者の相扶共済を図る社会保障制度と認識をしております。

次に第2点目の「今紹介しました1983年と昨年の係数は合っていますか、間違っていますか」とのご質問でございますが、お示しの係数のとおりでございます。

次に第3点目の「本町は国保を命を奪う制度に変質させるのか、命を守る制度として維持するのか」とのご質問でございますが、本町におきましては、前年度において納税がまったくなかった方については、保険証は郵送せず窓口での更新とし、納税相談の勧奨通知を送り、相談の結果、納税状況等により短期証を発行しておりますし、町保管となっている方には状況を把握するための通知文を発送しておりますが、全く連絡がない方であり、保険証を取り上げるというような厳しい処分はいたしておりません。また、低所得者の被保険者の方につきましても保険税の軽減制度が設けられており、もちろん住民の方々の命を守る制度であると認識をしております。

次に第4点目の「一定の所得額に満たない場合の保険税減免制度、一部負担金減免制度の制定、その他住民の健康を守る取り組みについて所見を求めます」とのご質問でございますが、国民健康保険法には「保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる」と明記されております。本町におきましては田原本町国民健康保険条例において、災害等の特別な事情のある方について減免制度を設けております。

議員ご提案の一定の所得に満たない場合の保険税減免制度につきましても、現在考えておりません。また、一部負担金減免制度の制定につきましても、保険法で減免することができる定められており、本町においても減免要綱の制定は予定をいたしているところでございます。

次に健康を守る取り組みについては、「つながり、ふれあい、元気なまち田原本」を目指して、平成15年10月に「健康たわらもと21計画」を策定いたしました。この計画は「一次予防」に重点をおきながら、食・運動・がん予防という3つの分野に関する町民への普及啓発として、関係団体（健康づくり推進員）等との連携、

協働活動による事業展開を目指し、食育教室、健康ウォーキング、健康体操等々の保健事業を実施してまいりました。昨年10月には、町食生活改善推進員協議会が、長年住民の健康的な生活習慣の実現に向けた活動が評価され、栄養関係功労者厚生労働大臣賞を受賞されました。今後も、多くの関係団体等と連携・協働し、元気なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 答弁ありがとうございます。それで、少し今の答弁に基づいて再度質問させていただきます。

まず、まちづくりの課題ということで、お米の話をさせていただいたんですけれども、町長、田原本のお米を食べておられますか。その辺をちょっとまた答弁いただきたいと思うんです。

今先ほど答弁いただいたように、田原本町は自然が豊かなまちだと答弁いただきました。ただその自然は、条理区画された水田、ため池、河川など豊かな自然と、稲作に基づく自然なんですよね。全くの自然じゃなくて、これまで田原本に住んでこられた方が手塩にかけてつくってこられた自然が残っていると。ですから、この点ではやはり田原本町の農業等どうするのかということからも発するのかなと思うんです。残念ながら町長になられてから農業に対して、補助金カットがかなり進んでるんです。例えばビニールハウスに使ったビニールの焼却、処理について、それまでは3分の1町が補助しましょうとってたのがなくなりましたよね。イチゴの苗の購入についても、1株10円だったんですけども、その助成もなくなりました。その点では、せっかく田原本町の自然のいいところというところを認識されておりながら、この自然を維持していくっていうところでは町長のおっしゃってることとやっってることが違ってきてるんじゃないかなと思うわけですね。それで、いろいろ観光とか遺跡とか、そういう面ではいろいろすぐれた民意を本当に活用していくとか、生かしていくという取り組みも必要なんです。その中でやっぱり住んでいてよかったなと本当に思える生活感のある喜びといいますか、そこにやっぱり町が目を向けていかないといけないんじゃないかと。そのためには、やはり住民の皆さんともう一回見直していくということが必要だと思いますけども、そういう

取り組みをされるつもりはありますか。それもお答え願います。

それと、あといろんな福祉施策をやってますよということを住民福祉部長のほうから答弁いただきました。子どもの医療費の一部の助成とか、田原本町の特徴としたら学童保育所を全小学校に一度に導入したというのは、かなり画期的なことだと私は思ってるんです。しかし、これも言ってみれば近隣市町村との比較になるんですよね。例えば子どもの医療費、田原本町は中学校卒業までの入院費を補助しましょうということで、助成を広げていただきましたよね。お隣の広陵町は、今度は通院費も入院費も両方ともいきましようということになったら、やっぱり田原本に住んでる人にとっては今までよりよくなったからよかったなという話なんですけども、外から来る人を呼ぶにとしては、比べたらこっちのほうがいいわと、田原本は低いなと。それとかあと、企業が来たときに従業員を確保すると。確保するためには、やっぱり保育所に入りやすい環境があるかどうかというのは大きな1つの要素になってきますよね。田原本町に待機児童がないのかな、あるのかな、入れるのかなと、これも大きな判断基準になってくると思うんですよね。その点では、本当に田原本に住んでおられる方に少しずつサービスがよくなってきているという面もあります。しかし他市町村、近隣市町村と比べてどうかなといたら、少し見劣りがするんじゃないかなというのが今の私の感覚なんですけども。そうではないかどうかというところについて、ちょっと行政のほうの今の考え方といいますか、到達点をどう見るのかという点についてお答え願いたいと思います。

それと2番目の国民健康保険についてです。

非常に難しい答弁をしていただきまして、英語が出てくるなんて思いませんでしたので、ちょっと辞書を調べたんです。social securityという言葉が出まして、直訳だとおっしゃいました。ちょっと英和辞典を持ってききましたけども、securityというのはどういう意味かと書いてあるんですね。1番目、これは安全、無事、2番目、安心、自信、3番目が防御、防衛、4番目が法律用語として保証人とか保証、担保、抵当権、この保証は保険証の証ですよ。社会保障の保障とは違いますよ。ですからね、5番目として有価証券という意味があるんですけど。直訳とおっしゃいますけど、社会保障という言葉はここにはないんですよね、securityのところね。ですから、直訳ではないんじゃないかと思うわけ

です。それと、社会保障を社会保険と言いつけられましたが、生活保護は社会保険ですか。年金は社会保険ですか。違いますでしょう。ですから、私は今部長に答弁していただきましたけども、社会保障は社会保険だと言いつけた答弁は撤回していただきたい。社会保障としてちゃんと認識していただきたい。それをちょっと答えていただきたいと思います。

それとその点で、私はこの間国民健康保険税が負担が本当に重くなってきた、私自身も感じてますし、本当に会社を定年されて2年後に国保に入った方もびっくりされるという高さというのがあるんですね。その点では、国民健康保険税の高さと、これは今年度少し緩和していただきましたけども、いまだに高いところに位置するんじゃないかと思ってます。その点では、やはり所得に応じて生活を追い詰めるというところにもなってますから、所得額、例えば生活保護をもらったならもらえる程度の収入しかない人には、やはりそれなりの削減をする必要があるんじゃないだろうかと。本当は生活保護をもらいたいんだけど、もらわないで頑張っておられると、頑張っておられたら税金がかかってきますよと。いろんな住宅費もかかりますし、医療費もかかりますよとなりますので、それでも頑張っておられる人ですから、そんな人たちにやっぱり手を差し伸べてあげるのが社会保障の1つだと思うんですね。その点で今回は、窓口の一部負担については減免要綱を制定したいという答弁をいただきました。それとともに国保税の減免制度に所得による減免基準を設けてもらえないか、再度答弁を求めます。

それと最後の道路管理ですが、結果的に答弁いただいた中身がわからないんですね。何がわからないかという、結論として書いていただいたのは、実質的管理者は三宅町であります。こんな答弁をしていただいても、だれが責任を負うんだとなるわけですね。やはり、田原本町が道路を認定して、その上に三宅町が認定すると。三宅町が責任を持ってやりますよということを議会にも諮ってですね、それで田原本町の議会でよろしくやってくださいよと言ってるんですから、それはやはり三宅町に管理してもらったなら、もらうということは、ちゃんと協定で定めるべきだと思いますね。ただ、裁判となったら田原本町が対象になるかもしれないということもありますので、その辺もはっきりしておくべき必要なのかなと。ただ、三宅町と田原本町だけで協議したらそれは決まりませんが、やはり田原本町の

道路である限りは田原本町が最終的に責任を負うんじゃないかと思うわけです。そこをもうちょっと明確にしていきたいなど。

そのことを踏まえて私がお伺いしたいのは、田原本駅前も県道が走ってますよね。駅前広場の横まで県道が入り込んでますよね。あの県道と、県道の一部を田原本町は町道に認定してますよね。ですから県道でありながら町道であるという部分がありますよね。その点からしましたら、やはりそれは田原本町はちゃんと責任を持って管理しないといけないんじゃないかと思うわけです。それとともに、部長は産業の発展という面でも力を入れておられる部署におられますから、駅前の戎1丁目、2丁目、3丁目、この商店街を一体としてやはり生かしていくということの責任を負っておられる部署におられると思うんですね。その点では、県道ではありますけども、田原本町の商店街、なかなかお店の数が減りましたよ。減りましたが、駅前の商店街をやっぱりきれいに管理をすると。道路も管理すると。田原本が管理したらいいのと違いますか。例えばもう年度末ですので県が舗装してもらったら、次から田原本がちゃんとしますよということをおっしゃるほうが、駅前の整備という点ではできるんじゃないかと思えますけども、そういう点は検討していただけないか、そこも答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） いろいろありがとうございます。いろいろご質問いただいて、順次答えさせていただきますが、抜けてるところがあったら、ちょっと後でまたお願いしたいと思います。

お米についてでございますけども、失礼ながら私、実は母親が樫原のほうで実家が農業をずっと営んでおりますので、その関係で樫原のほうからいただいて食べております。申しわけございません。

それから稲作でございます。豊かな自然と歴史が育むということで、田原本町は打ち出しているところでございます。おっしゃるとおり稲作は人が手を入れてつくった自然ではないかと、言われるとおりに思います。ただご承知のように私どもには弥生時代からの唐古・鍵遺跡がありますように、2000年近く前からそういった田んぼ等々をつくっていただいているという関係もあります。それは私は人が手を入れた自然ではあっても、やはりこれから守っていかなければならない重要な自

然、風景であろうと考えております。

それから農業に対しての補助的制度が弱いのではないかというふうなご指摘でございますが、転作の補助金でありましたり奨励金等につきましても出させていたでいておるところでございますし、そういった一時的な金額だけではなくて、私は常に申し上げておりますのは、来年度の予算でもつけさせていただきましたが、5年、10年、20年の先を見据えて農業をどう守っていくかということで井堰の整備計画等をしていくために、井堰に対する調査を来年国の支援をいただきながらやっていきたいというふうに考えております。ちょうど今井堰のほうは30年、40年と年がたったところに来ておりますので、そういったところは非常に高額なことになろうかと思っておりますので、順序を踏んで計画的にやっていきたいというふうに考えております。

また住民にとって住みよい町ということはどういうふうなものであるかということでございます。住民にとりまして暮らしやすい町になるよう、またそれはもちろん交通の活性化、移動の手段も含めた中でどういうふうにしていくのかということをもまた委員会等で検討させていただきながら、努めさせていただきたいというふうに思います。

それから先ほどおっしゃってございましたように、子どもに対する医療費助成もそうでございますけれども、広陵町が小学校全部やったから、中学校へ行ったからって、町と町の対立のような、そういう構造は私はいかななものかと思っております。これは本来であれば国としてどこまでという基準を設けていただいて、やるべきものがありますけれども、対選挙対策のように「じゃあここまでいきます、今度はここまで行きます」と、どこまで積んでいけば終わりになるのかなというふうにも危惧しているところでございます。ただ田原本町にとっては本当に何が必要なのかということを見据えながら、これからの医療費の助成についても考えさせていただきたいと思っております。

それから保育所等の拡充ということでございます。

雇用の確保の面からも、保育所の拡充が必要ではないかというところでございます。仰せの通りでございますが、ご承知のように宮古保育園の民営化をこの平成24年の4月からさせていただきます。そしていずれは、近い将来において建てかえ

をさせていただき、定員の増加も含めた中で考えをさせていただくという意見は委員会のほうでも述べさせていただき、前回の議会のほうでも承認をいただいたところであろうかと思えます。

いずれにいたしましても、他市町村と比べてどうかということではなくて、田原本町にとって何が必要なのかということを見据え、また10年、20年先を見据えながら、よりよきまちにしていきたいというふうに考えております。どうぞご協力賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 社会保障の定義と申しますか、それにつきましてでございますけれども、昭和25年に社会保障制度審議会というところが社会保障制度に関する勧告というのを提出しております。今後における我が国の社会保障制度の基本的方向、方針を示していただくわけでございます。社会保障制度は次のように定義しているということで、「社会保障というのは疾病、負傷、分娩、死亡、老齢、失業、子どもが多い多子、その他の困窮の原因に対して保険的方法、または直接公の負担によって経済保障の道を講じ、生活困窮に至った者に対しては、国家扶助によって最低限の生活を保障するとともに公衆衛生及び生活福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいう」という形のものが、まず昭和25年に示されているところでございます。

そして現在の社会保障制度といいますのは、今日の我が国の社会保障制度は公的扶助、これにつきましては生活の困窮に至った人に対する生活保護制度と、そうしたところがあるわけでございますけれども、それから社会福祉。社会福祉というのは老人、心身障がい者、児童とか母子家庭とか、そうした形に対します生活指導、更正指導も含めます援護関係でございます。それから社会保険ということで医療、年金、雇用、業務災害補償等、それから児童手当、公衆衛生医療、環境政策、この6つの部門、大きく含めてそれを社会保障制度だという解釈をされております。その中の社会保険に国民健康保険は当たってくるんだということでございまして、その保険の技術を用いて加入者の相扶共済を図る社会保障制度だということでございます。

それから低所得者の方に対します減免の関係でございますけれども、議員ご存じの

ように国保の被保険者に比較的低所得者が多いわけでございますけども、保険税の負担の過重を避けるため、一定の所得以下の世帯について応益に対する7割、5割、2割の軽減措置を講じているところでございます。これにつきましてはこうした形の中で講じているということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 三宅町のことでございますけども、これにつきましては三宅町も十分にご理解をさせていただいておりますので、私どももこれから順次協定書の締結に向けて進めてまいりたいと思っております。

それと駅前ということ、道路のことでございますけども、これにつきましては私どもの管理区分はきちんとやらせていただきまして、私どもでずっと管理をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと聞こえにくかったんですけども、駅前の戎1丁目、2丁目、3丁目の道路は田原本町でちゃんと管理すると今おっしゃったんですよ。それを確認したいということと、それと要するに先ほど社会保障について述べられました。基本的にはやっぱり公的責任を果たすということが一番の前提でしょう。それで、では聞きますね。144人の方、保険証が渡ってないと、町で預かってますよということで発表されてますよね。その方々がどういう今暮らしをされてるのか、ご存じですか。要するに私が感じるのは、書類は送ったけど返ってくるとか、何も返事がないとか、は放ってますよというところに今おられるんじゃないかと思うんですよ。ただ、本当に保険証がなかったら困ってるんじゃないかと、どうなってるんだと、それとか本当にもう社会保険に変わられたんじゃないかと、引っ越されたんじゃないかとか、いろんな思いがあるはずですよ。144件が返って来なかったら、どこまで住民保険課はその方たちを心配されてるんですか。そこを知りたいんですよ。私は田原本町の国保制度を見ていて、本当に住民の方々の健康を心配してるのかというところが感じ取れない。常に徴収は税務課で頼みますよと、保険証は郵便で送っても、何も取りに来られないから放ってあると、止まっていますで

しょう。住民保険課はその人たちがどうしておられるんだろうと心配はされないのかと、そこがやっぱり社会保障のあるべき姿だと思いますね。そこはちょっとどういう対応をされてるのかと答弁を求めます。これで時間なくなるのかな。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 先ほどのことをございますけども、管理区分をはっきりさせましてやっていきたいと。（「違うじゃないですか、さっきと」と吉田議員呼ぶ）

さっきと同じことを言ってます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 勸奨通知という形の中で送らせていただいております。電話等でもわかる部分につきましてはご連絡させていただいておりますけども、全く連絡がないという方につきましては、今平成24年の1月末現在ですが、そうした方につきましては約102件おられるというのが現状でございます。それと社会保険に加入でありますとか、転出等はされておる届出がされていないというのが47件あるわけでございますけども、できるだけそうした形の、どういう状況にあるのかの把握には努めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしく願います。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、通告どおり一般質問をさせていただきます。私、最後でございますので、しっかりと質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、自転車走行環境の整備についてということでお伺いをいたします。

テレビでご承知のとおり、自転車、特に都心部においては自転車においては大変いろんな問題が起きております。田原本町もそう事故はないと思いますが、これからやはり自転車ブームになるのではないかと、特に千代北に新しい自転車の販売店ができて、1つのポイントになるのではないかと考えております。

そこで、自転車は私たちにとってとても身近な乗り物として、日常の生活に根付

いております。通勤や通学、買い物など、近場の移動には最適な乗り物と言ってもよいと思います。健康志向、経済的理由、エコブームによって、それらにメリットを持つ自転車の存在が、近年大きくクローズアップされております。さらに昨年3月11日の東日本大震災がもたらした公共交通機関の乱れが、その影響を受けにくい自転車を見直しさせることにもつながったのです。このように自転車の価値が再認識される一方、わが国における自転車政策はほぼ皆無に等しく、長く放置され続けてまいりました。とりわけ、本来車両であるはずの自転車を歩道の走行を可としましたことが、自転車の位置づけを極めてあいまいな存在にしてきました。歩道を走らせたことによって、自転車は車両であるにもかかわらず歩行者に近い存在として認識されるようになり、規則では歩道は徐行すべきところを、猛スピードで走りぬけるようなことが常態化したまま現在に至っております。こうした無政策、課題放置のつけによって、自転車の利用増に伴う事故の急増を招いてしまっております。

警視庁の調べによると、交通事故の総件数は平成11年の85万件から平成21年には74万件で、10年間で0.87倍に減少しているにもかかわらず、自転車対歩行者事故件数は平成11年の805件から平成21年で2,932件と約3.7倍に増えております。

そこで警察庁は昨年10月、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」とする自転車に関する総合対策を打ち出し、自転車が車両であるとの位置づけを明確にし、車道走行を促す政策に乗り出したが、現状の車道の多くは自転車が走行することを考慮に入れた設計、構造になっておらず、そのためだれもが安心して車道を走る環境となっていないのが実情でございます。2008年には自動車保有台数の7,800万台に匹敵する、自転車は6,900万台の保有台数でありながら、安全な走行空間が確保されていない課題を少しでも解消していくべきであります。警察庁も対策の中で、自転車専用走行空間の確保を従来の車線を削ってでも自転車レーンを設置すると打ち出してはいるが、警察主導で解決できる問題では到底なく、行政、民間を巻き込んだ国を挙げての取り組みが不可欠であります。地方自治体においても「京都市自転車安心安全条例」を始め、各地で自主的な取り組みが始まっております。本町においても都市部ほどの緊急性はありませんが、

安心安全のまちづくりの一環として何らかの施策の取り組みが必要と思われます。

そこで数点、提言を踏まえてお聞きいたしますが、所管委員会の部分が大変多うございますので、今回は1点をお聞きいたします。それは、県道が中心の本町ではありますが、交差点の改善というお考えはございますかということでございますので、よろしくお聞きいたします。

次に、在宅介護のことでお伺いをいたします。

介護保険の運営が、今年4月から変わります。高齢化にあわせて、全国平均で月4,000円程度だった保険料は、5,000円を超える見通しでございます。介護事業者を支払う報酬は全体で1.2%上げる。介護職員の賃金を引き上げるためだそうです。そのうちの1%分が在宅サービスに配分され、「施設から在宅へ」という国の政策を進める方針だそうです。現在、国会においても社会保障と税の一体改革が閣議決定され、その中で介護に関しては地域包括ケアシステムの構築が述べられております。できる限り住み慣れた地域で、在宅を基本とした生活の継続を目指すこの地域包括ケアシステムの構築に取り組む、そして今後のサービスの提供の方向性として在宅サービス、居住系サービスの強化が挙げられており、切れ目ない在宅サービスにより居宅生活の限界点を高めるための24時間対応の訪問サービス、小規模多機能型サービスなどを充実させると言われております。その中で目玉は、新たに始まる24時間対応の訪問サービスです。日中・夜間を問わず、おむつ交換などでヘルパーや看護師が定期的に訪問し、利用者が呼び出せば駆けつける、そんなサービスを毎月幾らかの定額で提供する。在宅重視の方向性は基本的にはいいとありますが、現場で苦勞している職員の処遇改善も不可欠です。ただ、24時間サービスが本当に普及するのか、心配な点が幾つもあります。医療が必要な利用者宅を訪問する看護師や、夜間に対応する職員が十分に確保できるのか。また、こうした人材を見つけられたとしても、定額の報酬で事業を賄えるのか。出来高払いの在宅サービスを限度いっぱいに使ったときに比べ、定額報酬は月で5万円程度と低いと思われます。定額の場合、事業者が手抜きしないよう目配りする必要も高まります。監督責任を担う市町村の目が行き届くのか、利用者には不安がございます。国のこの新サービスにかける期待は大変大きなものです。それは、社会保障と税の一体改革の地域包括ケアの柱だからです。おおむね30分以内にある医療や看護・介

護、生活支援などのサービスを使って地域で暮らす、国はこんな理想像を目指しております。しかしこの国指導の地域介護、国が出過ぎると地域の自主性を奪うおそれもあります。本町としても、しっかりとこの在宅介護に取り組む必要があります。

そこでお伺いをいたします。1つは、この在宅介護に対する本町の取り組みをお聞かせください。2つ目として、この24時間サービスに対する現在の本町の対応をお聞かせください。3つ目として、事業者の手抜きを防止するための方策はございますか。4つ目として、国の在宅介護の理想を本町は実現できるのか、またその方策があればお聞かせください。

次に、下水道事業についてお伺いいたします。

平成22年度決算の中で、下水道に関して下水道整備における課題として、次のように述べられております。進捗状況と財政負担に関して、平成21年度で計画区域で88.9%。一方、財源は平成16年から毎年16億円前後支出しており、本町の財政負担も大きくなっております。下水道運営は使用料と一般財源で、適正な使用料とコストの削減で、運営の効率化が必要でございます。また下水道投資とその効果は、下水道整備のなされた地域において接続しなければ効果が発現できません。また接続しなければ、環境への改善効果もあらわれません。そのため、早期接続のために指導や啓発を行っていくことが必要と考えます。今後の課題として多額の債務の返済、水洗化率の頭打ちによる収入の横ばい、施設・設備の維持管理コストの増加が挙げられます。

そこでお伺いいたします。1つ目は、中長期収支計画の策定（債務返済計画を含む）ができているのか。また2つ目として、水洗化率（接続率）の向上策の取り組みはできているのか。3つ目として、下水道事業会計の損益把握が適切にできているのか。

以上3点、よろしく回答をお願いいたします。

次に、東日本大震災で発生したがれき処分についてお伺いをいたします。

細野環境大臣は東日本大震災によるがれきの広域処理への協力を要請しておりますが、放射性物質への懸念から多くの自治体が二の足を踏んでおります。その要因は、放射能汚染です。この一言に尽きます。また政府のあいまいな基準にみんなが納得できないことも、その要因と思われれます。しかし今、がれき処理の要請の内容

は、福島県内のがれきは県内で処理することになっているそうです。つまり福島県のがれきは広域処理はしない、お願いしているのは宮城、岩手のがれき処理だそうです。東日本大震災が発生した当初、東北の復興なくして日本の復興はないとの思いから早や1年が過ぎようとしております。その東日本の復興に最も影響を及ぼしているのが、このがれきです。被災地での処理は不可能、できることなら本町においても協力すべきではないかと思いますが、町長のご意見をお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 5番、古立議員の第4番目、東日本大震災についてのご質問にお答えをいたします。

東日本大震災で発生したのがれき処分についてのご質問でございますが、東日本大震災については多くの人命が失われ、いまだがれきの処理も進んでいない、大変厳しい状況にあります。がれきの安全性が証明され、本町施設で処理できる条件を満たされていれば受け入れは可能だと考えております。

以上答弁といたします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 第1番目、自転車走行環境の整備についてのご質問にお答えをいたします。

近年、エコブームや健康志向で自転車の利用がクローズアップされ、利用が促進されている状況の中で、自転車の安全な走行空間を確保していく取り組みが各地で行われ始めているところは認識しているところでございます。

本町における自転車に対する取り組みにつきましては、駅前広場整備におきまして関係機関と調整を行い、自転車と歩行者に対応した歩道の整備を行いました。これまでは国の指針に基づき自転車は車両という観点から、歩行者と車道とを区別した道路環境の整備を主目的に整備を行ってきているところでございます。また、現実町内の道路環境は狭小な路線が大部分を占めていますことから、車道に自転車通行帯を設置できる幅員もなく、歩道設置路線につきましても自転車にも対応できる

十分な歩道幅が確保できない状況となっています。交差点につきましても同様の状況といえます。現時点では法整備の問題や町の道路事情の実態を考えれば、早期に取り組みを行える状況にはありません。

以上、答弁といたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 第2番目、在宅介護についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の「在宅介護に対する本町の取り組みは」のご質問でございますが、在宅で介護が必要になられた際には、担当ケアマネジャーが中心となり、利用者の状態に合わせたサービスの調整を行っているところでございます。また、在宅介護に必要な社会資源等の情報提供につきましては、介護サービス関係機関と連携を図りながら、在宅介護についての情報周知にも取り組んでいるところでございます。

次に第2点目の「24時間サービスに対する取り組みは」のご質問でございますが、現在行っております在宅の夜間サービスはそれぞれの個人的、環境的な要因を配慮しながら、ケアマネジャーが施設や事業者とも連携を図りながら適切なサービスが提供できるように対応しているところでございます。

創設される「24時間地域巡回型訪問サービス」は、一日の中で複数回の定期訪問や、時間を問わず訪問介護や訪問看護を随時対応していくもので、医療との連携も視野に入れながら柔軟にサービスの展開を行う、在宅への新たな介護保険サービスの事業でございます。このサービスにつきましては、事業者において介護職員、看護職員の人材確保の面で難しいところもあると考えるところでございますが、事業者の動向を見守りながら、また町の事業計画に沿って、利用者の状態に合わせたサービスの提供が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

次に第3点目の「事業者の手抜きを防止するための方策は」のご質問でございますが、給付費の適正化、ケアプランの適正化につきましては現在も進めているところで、事業者において適正なサービスの提供が行われるよう、実績やケアプランの提出等により適正なサービス提供が行われるよう指導を行っているところで、状況に応じましては県と連携を図りながら現地調査、現地指導を行っているところでござ

ざいます。

次に第4点目の「国の在宅介護の理想を本町は実現できるのか」のご質問でございますが、高齢者に対しての切れ目のないサービス提供が在宅介護の理想となりますが、介護保険サービスだけではなく地域の社会資源の効果的な活用も必要と考えているところで、地域福祉活動の一翼を担う地域の人材として、地域支援員の育成を行っているところでございます。

今後におきましても老人クラブやボランティア、また地域とのつながりの深い社会福祉協議会や民生委員、自治会等とも連携を図りながらネットワークを広げ、地域での見守り体制を推進し、在宅介護の充実を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

（上下水道部長 取田弘之君 登壇）

○上下水道部長（取田弘之君） 第3番目の下水道事業についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の中長期収支計画の策定（債務返済計画を含む）はできているのかのご質問でございますが、下水道事業における中長期収支計画は策定しておりませんが、それにかわるものとして平成20年度の下水道使用料改定時に、平成19年度から平成25年度までの起債償還を含む下水道管理費、建設費並びに使用料収入、一般会計繰入金等、財源の経営収支計画を策定しており、毎年度の決算後にその収支計画と決算額との乖離を分析して、次年度以降の経営に反映しております。また、平成19年度に国の地方財政対策の一環である「公的資金補償金免除繰上償還制度」の適用を受けた際、平成19年度から平成23年度までの計画期間で経営の現状を分析し、公共下水道事業経営改善計画を策定しており、国の承認を得て、経営に当たってまいったところでございます。

次に第2点目の水洗化率、いわゆる接続率ですが、この向上の取り組みができていないのか、のご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、多額の費用をかけて下水道の整備をいたしても実際に接続していただかなければ、経費の回収も環境の改善も望めません。平成24年2月末現在の水洗化率は92.4%で、近年横ばい状態となっております。水洗化率向上の取り組みといたしましては、新しく供用開始

した地域では各戸を個別に訪問し資料等をお渡しして直接お願いしており、また町広報並びにホームページでも常に啓発しているところがございます。供用を開始し、相当の年月を経ても接続していただけない方には、それぞれ個々の事情もあろうかと思しますので、今後も個別訪問による啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に第3点目の下水道事業会計の損益把握が適切にできているか、のご質問でございますが、公共下水道事業は地方公営企業法の任意適用事業でございます。現在、企業会計を採用いたしておりません。現在の官公庁会計では損益計算書・貸借対照表の作成ができず、詳細な損益把握をしておらないのが現状でございます。しかしながら平成22年度公共下水道特別会計決算によりますと、歳入歳出16億5,700万円のうち一般会計繰入金が5億1,200万円で、本来の基準内繰入基準から申しますと、3億9,800万円ほどの繰り出ししか受けられないところ、差額の1億1,400万円を基準外で繰り出していただき、下水道特別会計の収支バランスを図っているのが現状でございます。この基準外繰り入れは、本来下水道事業の経営努力により賄わなければならない部分であることから、下水道使用料の改定を視野に入れながら、今後もさらに事業の健全化に取り組んでまいり所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。ちょっと二、三伺いたします。

まずがれき処理なんですけども、町長がおっしゃっていただきましたように、前提条件としてやはりがれきの安全性が証明されなければならないと私も思っております。その上で、本町施設で処理できる条件を満たされていればとおっしゃったんですけども、どのような条件なのか教えていただければなと思います。よろしくお願いたします。

次に、自転車の走行環境の整備なんですけれども、現状田原本町においてはやはり非常に道路が狭いかいろいろございますが、それでも私が考えるには3点ほどしなければならないところがあるんじゃないかなと考えております。1つには阪手北から図書館、青垣へ行く道路、これは青垣から自転車で結構戻って来られる方が

おられますので、この道路はまた広いですので、それをするほうがいいのではないかとということと、あと2カ所あるんですが、そのうちのもう1カ所は三笠6差路交差点。ここは人も通りにくいけども自転車も通りにくい状況でございますので、自転車走行を踏まえて、この辺のあたりをやはり検討しなければならないんじゃないかと思って考えております。それともう1カ所は十六面に市街化地域ができました。そこに商業施設がどんどんできてまいります。そうすると、特に今言われておる商業施設はふだん買い物に行かれるケースが多い店が出店されるみたいですね。そして、土日はたしかにそこは自動車中心の店舗運営になると思うんですけども、平日はやはり自転車、歩きが中心になってくるんじゃないかと思えます。したがってあそこは県道でございますが、県と話し合っただけであそこの部分にやはり自転車走行の安全に行けるようにすることが市街化に出店していただく店も繁盛するんじゃないかと、町としてもやはりそこら辺の安全面に対していけるんじゃないかとも考える次第でございますので、その3点についてどうお考えか、お聞かせください。

次に、在宅介護の件なんですけども。

一番の問題は人材確保だと思います。これが夜間担当されたから月5万円の定額でということなんですけども。1回担当されても、10回担当しても定額ですので一緒だということで、これは大変な大きな問題だと思うんですけども、その辺で確保ということに対してどのようにお考えか、お知らせください。

それと下水道の件なんですけども、下水管の面積が大体90%ぐらい工事ができるとお伺いしたんですけど、あとの10%というのが非常に人口の少ないところとか所帯の少ないところだと思うんですけども。やはり非常に、そこまで配管していくにはお金がかかります。しかし一世帯、二世帯で果たしてそれをするべきかどうかというのは今後問題視しなければならないと思うんですけども、その辺のところ、これからのあと10%をいかにされるのか、方向性があればお答えください。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） がれきの処理につきましては、安全性の確保というのは今何をおいても一番であろうというふうに思っております。それから町の条件は何かということですが、ちょっと具体的な数字は持っていないんですけども、

要するに今ある施設で私たち田原本町民のごみを焼いた容量、要するにその容量の残り分は受けさせていただくことは可能だというふうに思っておりますが、それを超える容量につきましては少し難しいのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 今伺ったいたしました場所につきましては今後考慮していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 人材の確保ということでございますけれども、今現在訪問介護を行う事業所、また訪問看護事業を行う事業所、これがタイアップをしてやるという形の方法もございまして、両方の事業を行っているところがやるという形のこと考えられます。しかし、そうした常時巡回をするような要介護者がどれだけおられるのかというか、今後そうした必要性という形も含めて今後見ていかなければならないかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） 今後の残りの10%をどういう考え方でやっていくのかという再質問でございます。

従来から申し上げておりますとおり、平成31年度を目途に全町内をやっていくと。ただ、今の現状では東日本大震災等々で交付金も3割カット、平成23年度されると。今後もやっぱり大変厳しい状況でございます。目標はあくまでも平成31年度でございますが、特に集落は別といたしまして今後飛び地、飛び地も出てくると、まだ幾らかもございまして、その飛び地を同じように何千万円もかけて事業をしていくのかという部分もございまして、1つの合併浄化槽で集中的に処理するという方法もございまして、近い将来にはやっぱりそういうことも視野に入れながら計画を立てていかなければならないと、今の現状ではそういう考え方を持っています。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 古立議員、よろしいですか。（「はい、結構です」と古立議員呼ぶ）

以上をもちまして5番、古立議員の質問を打ち切ります。これをもちまして一般質問を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後3時14分 散会